

第2章 公的年金制度の安定性

第1節 公的年金制度の安定性の評価の視点

本章では公的年金制度の安定性について検証・評価を行う。当部会においては、以下のような視点からこれを行うこととした。

公的年金制度の安定性を「持続可能性と給付の十分性が、将来にわたり、ともに保たれている状況にあること」と定義する。

まず、持続可能性については、積立水準¹、各種財政指標²、収支項目のGDP比を総合的に考慮して評価する。

持続可能性に関連して、厚生年金の各実施機関において、給付費や拠出金などの支出が期限どおりにできることも検証する。

また、給付の十分性については、所得代替率（基礎年金、報酬比例年金への分解を含む。）と世帯人員1人当たりでみた賃金水準ごとの給付水準により評価する。

なお、公的年金制度の安定性については、前述の「これまでの財政検証との比較」や「財政検証に含まれる不確実性と感応度分析」での考察も参考にして、将来の不確実性を念頭に置きながら評価を行うこととする。

第2節 公的年金制度の持続可能性

（1）積立水準

（厚生年金の積立比率）

厚生年金の積立水準について、例えば積立比率³でみると、2030～2060年代でピークを迎えた後低下していくが、経済前提がケースVIである場合を除き、財政均衡期間の最終年度でも1.2～1.4を確保できている。

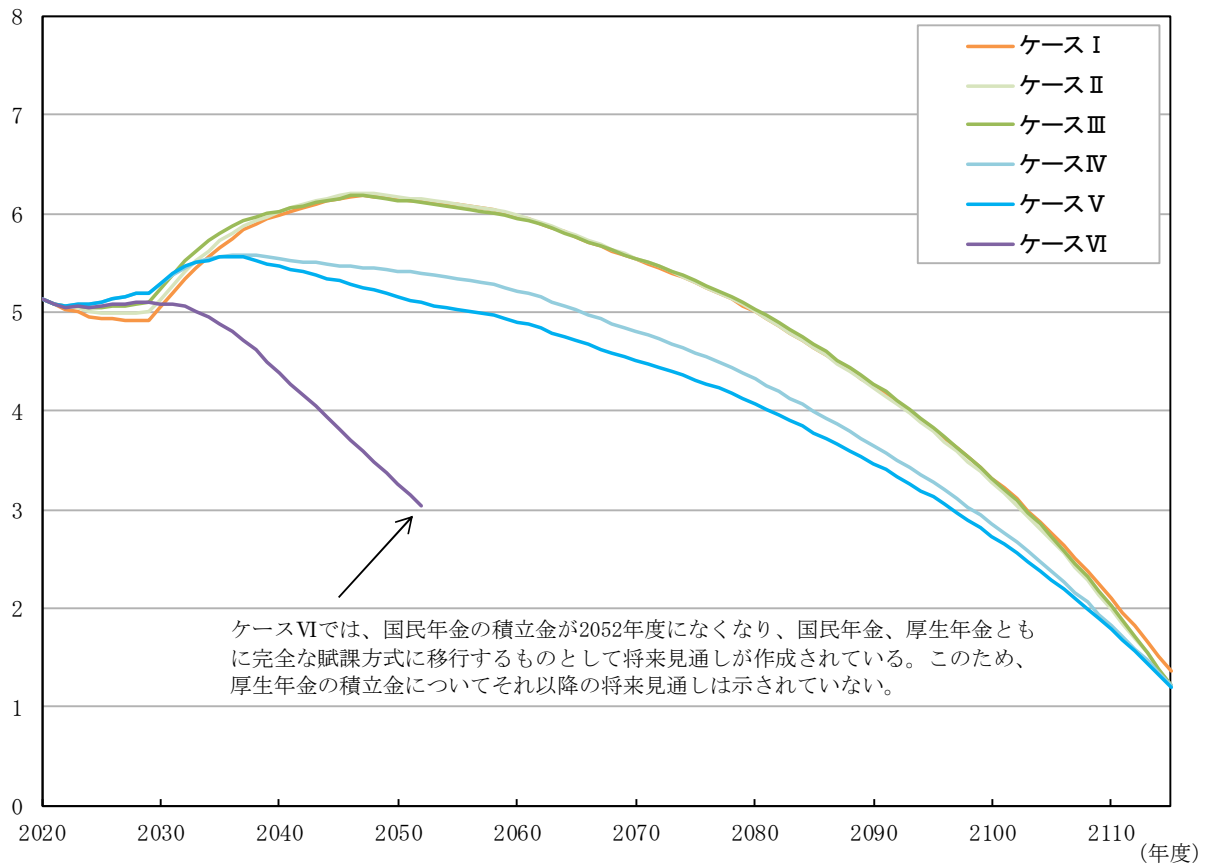
以下、財政均衡期間の途中での積立比率の水準を比較する。

¹ 本章では、積立水準（積立金額、積立度合、積立比率）のうち積立比率について検証する。

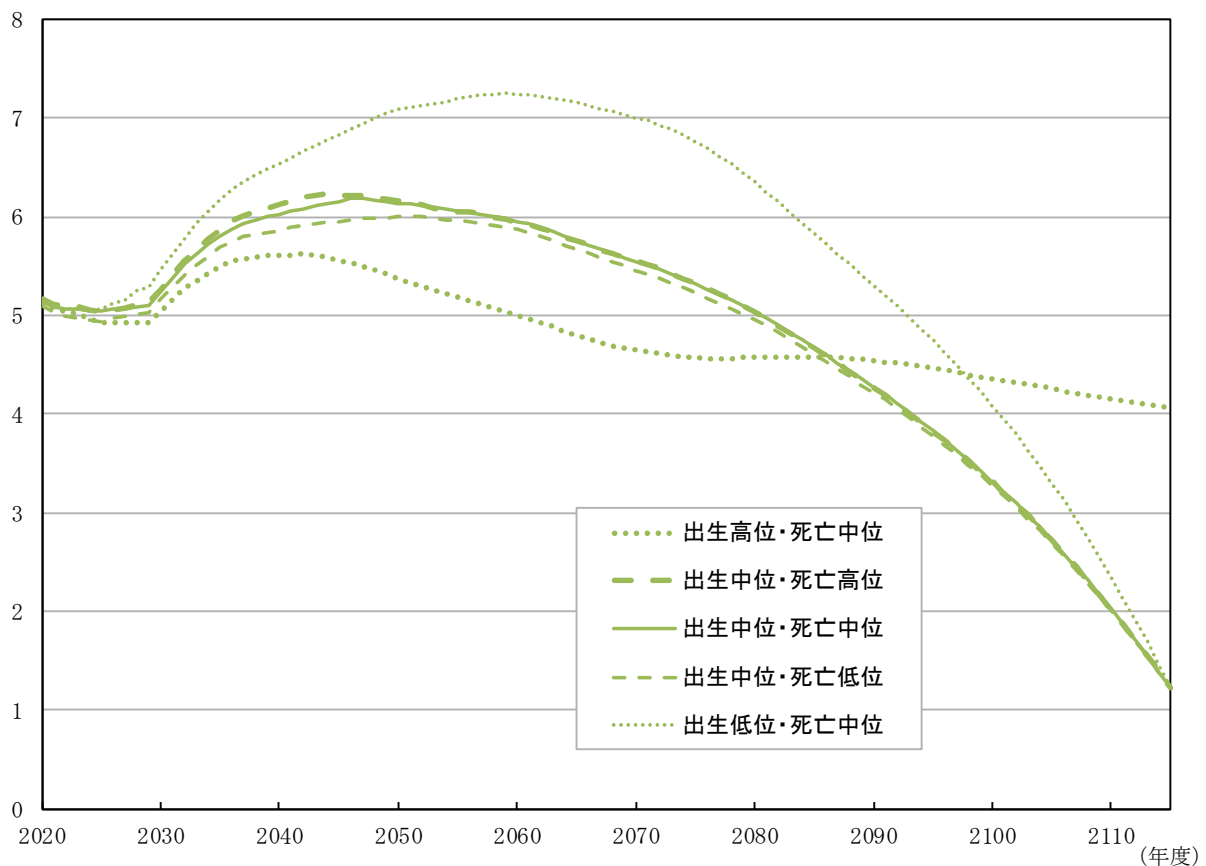
² 本章では、各種財政指標（年金扶養比率、総合費用率、独自給付費率、収支比率）のうち、年金扶養比率、総合費用率について検証する。

³ 積立比率＝前年度末積立金／総合費用＝前年度末積立金／（実質的な支出－国庫・公経済負担）
ここで、実質的な支出＝給付費＋基礎年金拠出金

図表 2-2-1 厚生年金の積立比率の将来見通し【出生中位・死亡中位】



図表 2-2-2 厚生年金の積立比率の将来見通し【ケースⅢ】



まず人口の前提を出生中位・死亡中位とした場合、経済の前提がケースⅠ～Ⅲはほぼ同水準で推移しており、次いでケースⅣ、Ⅴ、Ⅵの順に水準が低くなる。これは、経済環境が良いほど、後世代のために積立金を蓄積できるためと考えられる(図表2-2-1)。

次に経済の前提をケースⅢに固定し、人口の前提による相違を考察すると、死亡の前提に関しては、高位・中位・低位のいずれであってもほぼ同水準である(図表2-2-2)。

他方で、出生の前提に関しては、中位又は高位であれば2040～2045年度頃にピークに達し、ピーク時の水準はそれぞれ6.2、5.6であるのに対し、低位になると2050～2070年度に7.0を超える高水準となる。これは2019年度の5.2の1.4倍近い水準でもある。出生の前提が高位、中位、低位となるにつれて、後述の年金扶養比率からもわかるとおり、将来の年金制度の支え手がより減少することから、それに備えてより多くの積立金を蓄積する必要が生じていると考えられる。

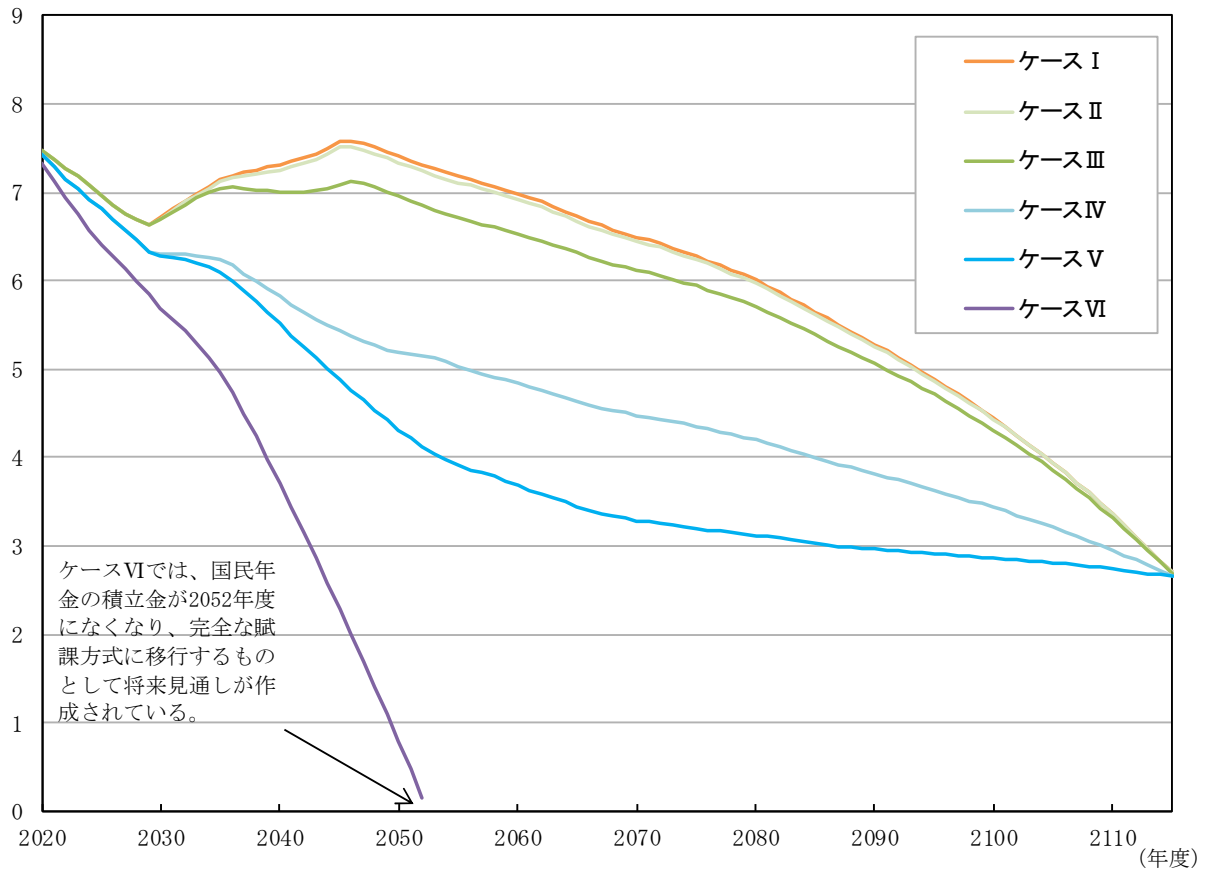
(国民年金の積立比率)

国民年金の積立水準については、例えば積立比率でみると、2020年代にはいずれのケースでも低下し、その後は、経済前提がケースⅠ～Ⅲでは2050年頃にかけて上昇傾向にあり、またケースⅣ・Ⅴでは2030年代に概ね横ばいとなっているが、それを除くと、財政均衡期間の最終年度に向かって低下していく。経済前提がケースⅥである場合には2052年度に積立金が枯渇する見通しとなっているが、それ以外のケースでは、財政均衡期間の最終年度でも2.7を確保できている。

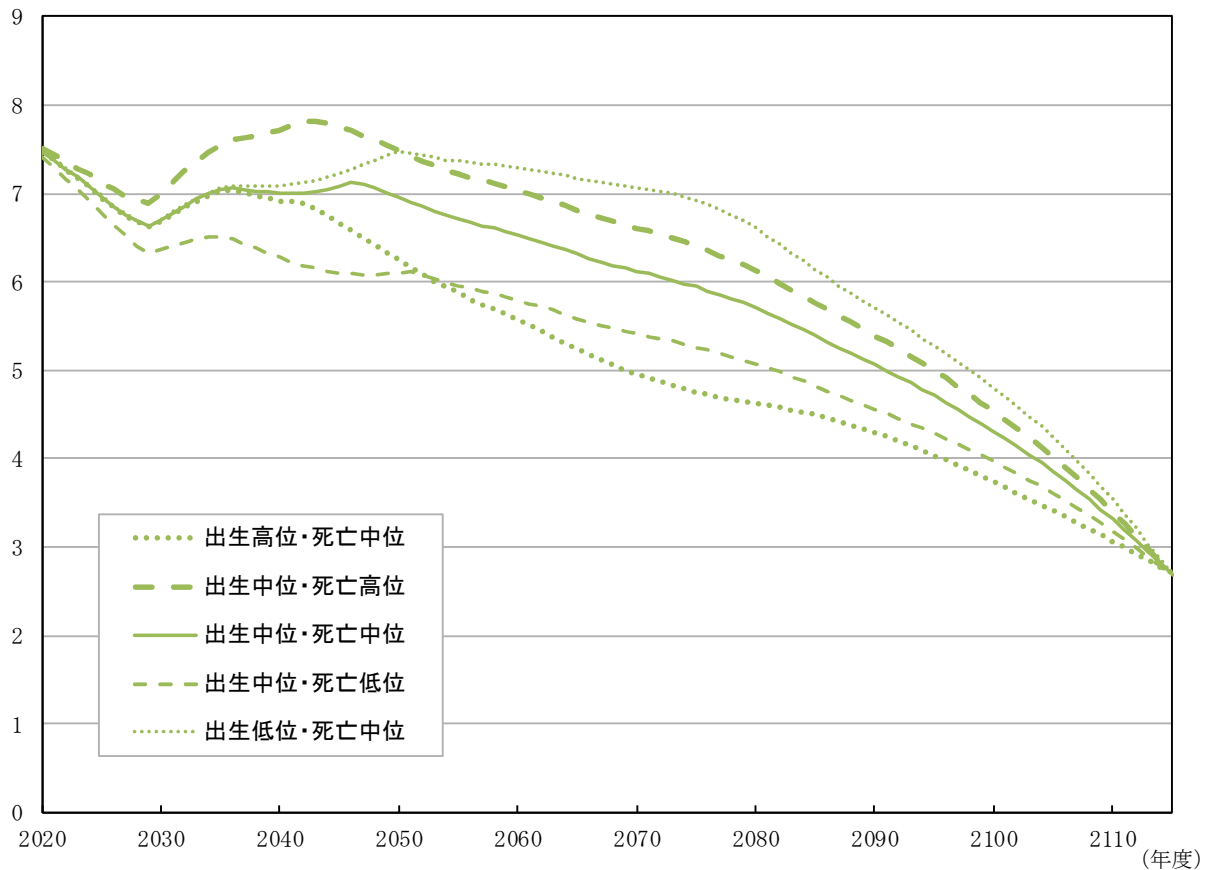
財政均衡期間の途中での積立比率の水準を比較すると、まず経済前提に関してはケースⅠからケースⅥになるにつれて水準が低くなる。この理由は厚生年金と同様である(図表2-2-3)。

次に経済の前提をケースⅢに固定し、人口の前提による相違を考察すると、死亡の前提が高水準である(つまり寿命が短い)ほど、支出が少なくなるため、積立比率が高い水準で推移する。また出生の前提が低迷するほど、積立比率は高い水準で推移することは厚生年金と同様であるが、それが現れるのは2040年代半ば以降である。厚生年金と傾向が異なるのは、国民年金ではマクロ経済スライドによる給付水準調整に長期間を要するためと考えられる(図表2-2-4)。

図表 2-2-3 国民年金の積立比率の将来見通し【出生中位・死亡中位】



図表 2-2-4 国民年金の積立比率の将来見通し【ケースⅢ】

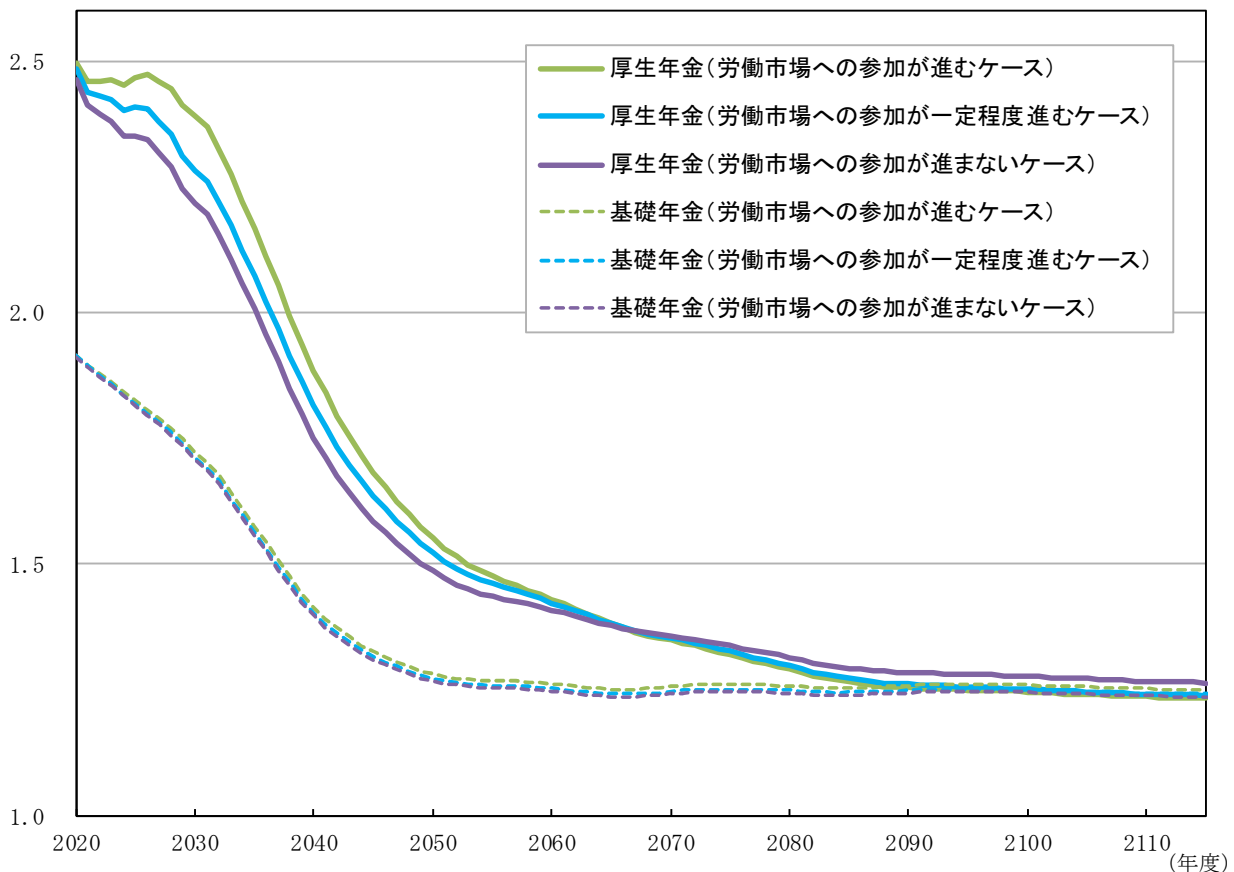


(2) 年金扶養比率

年金扶養比率⁴は、1人の老齢相当の受給者を何人の被保険者で支えているかを表す指標であり、賦課方式の年金制度の運営環境の厳しさを把握することができる。厚生年金、基礎年金ともに最終的には1.2～1.3に収束する見通しであり、厳しい環境にある(図表2-2-5)。ただし、経過的には厚生年金の方が基礎年金より高い。

なお、人口が出生中位・死亡中位の下で、労働市場への参加の前提の違いによる影響をみると、基礎年金にはほとんど影響がない⁵が、厚生年金では労働参加が進む前提ほど、当初は高く2070年頃以降は低くなっている⁶。労働参加が進んでも最終的に年金扶養比率が低くなるのは、足下の被保険者数の増加により、将来の受給者も増加するためと考えられる。

図表2-2-5 厚生年金及び基礎年金の年金扶養比率の将来見通し



⁴ 年金扶養比率＝被保険者数／老齢・退職年金(老齢・退年相当)受給者数

⁵ 基礎年金において労働市場への参加の前提により違いが生じているのは、主として60歳以上の国民年金第2号被保険者数に相違があるためである。

⁶ こうした傾向が基礎年金で見られないのは、65歳以上の者の労働参加が進み、厚生年金の被保険者になった場合でも、老齢・退職年金の受給権を有する場合には、国民年金第2号被保険者とはならないためである。

(3) 厚生年金の総合費用率、国民年金の総合費用の保険料換算

厚生年金の総合費用率⁷、国民年金の総合費用の保険料換算（2004年度価格）⁸は、賦課保険料（率）に相当し、これを制度上の保険料（率）と比較することによって、積立金又はその運用収益の給付費等への充当状況を把握できる。さらにこの差について運用収入で賄う分と積立金の取崩し分に便宜上区分することによって財政構造をより詳細に把握することもできる（図表 2-2-6、図表 2-2-8）。

厚生年金、国民年金に共通して言えるのは、出生が低迷すると、積立金又はその運用収益への依存が大きくなるということである。このため、年金の財政状況とそこから定まる将来の給付水準は、出生が低迷すれば積立金の運用環境からの影響を受けやすくなると考えられる（図表 2-2-7、図表 2-2-9）。

また、国民年金については、2080年頃以降に加え、2020年代前半にも積立金の取崩しが生じるほか、経済前提がケースVのように低迷するケースでは、2070年代まで恒常的に積立金の取崩しが生じるとともに、それ以降は取崩しの余地がほぼ無くなり、保有する積立金の運用収入を給付に充てると毎年度の収支がほぼ均衡する構造となっている（図表 2-2-10）。

⁷ 総合費用率＝総合費用／標準報酬総額×100

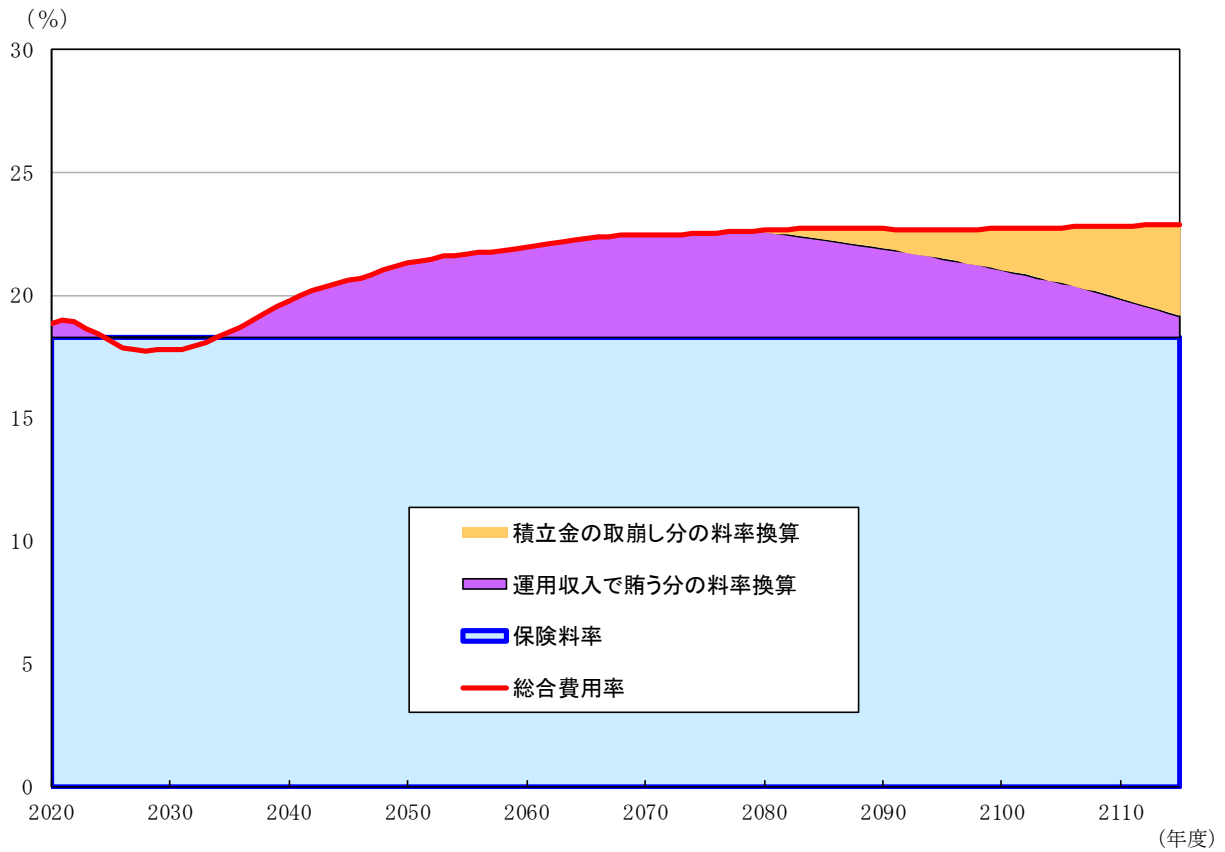
＝（実質的な支出－国庫・公経済負担）／標準報酬総額×100

ここで、実質的な支出＝給付費＋基礎年金拠出金

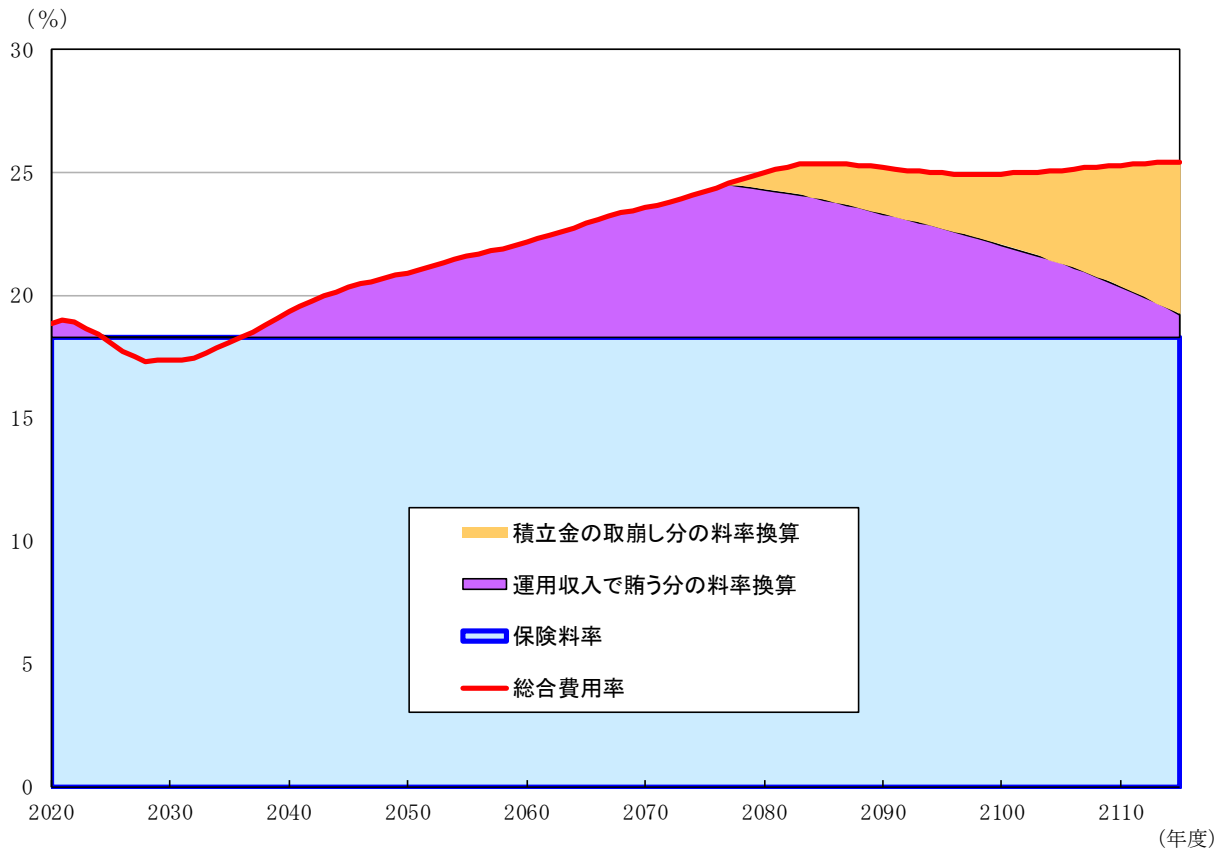
⁸ 総合費用の保険料換算（2004年度価格）＝総合費用／保険料収入×保険料月額（2004年度価格）

＝（実質的な支出－国庫・公経済負担）／保険料収入×保険料月額（2004年度価格）

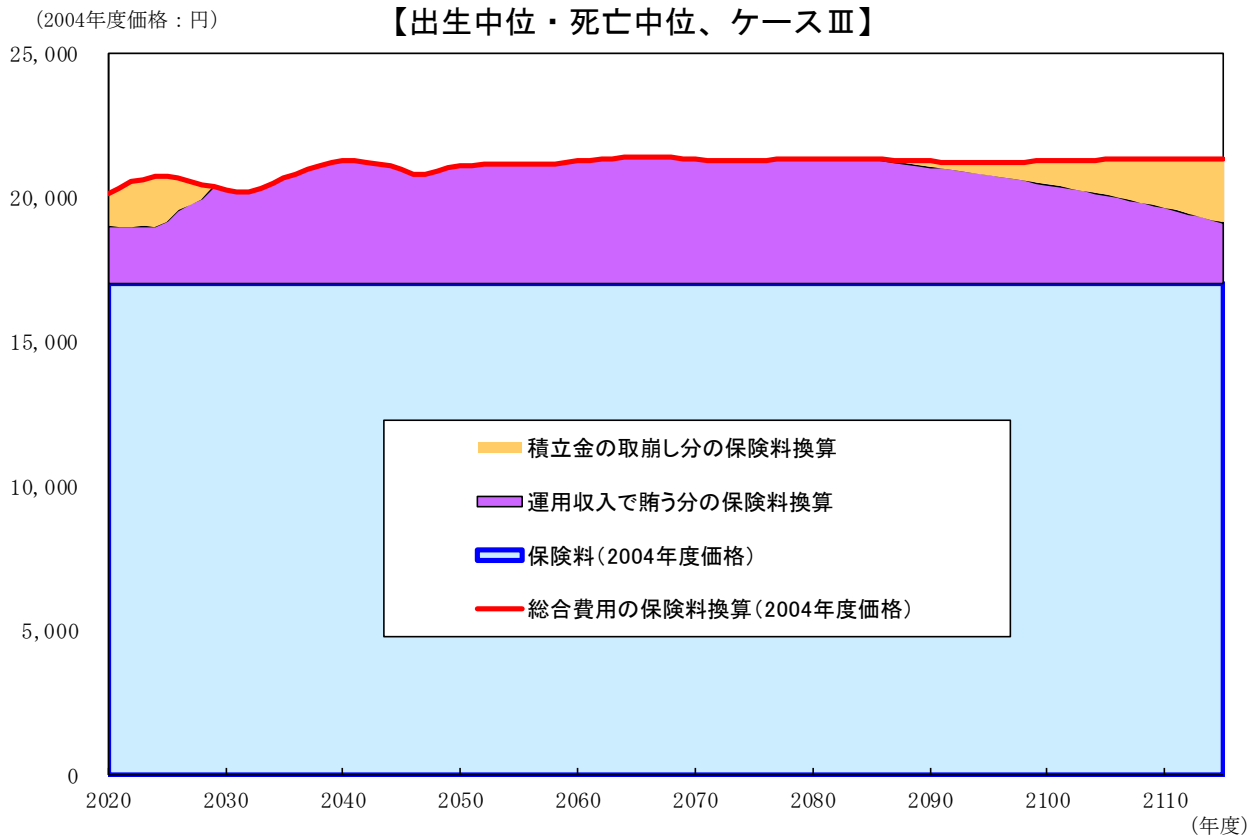
図表 2-2-6 厚生年金の総合費用率と保険料率の関係【出生中位・死亡中位、ケースⅢ】



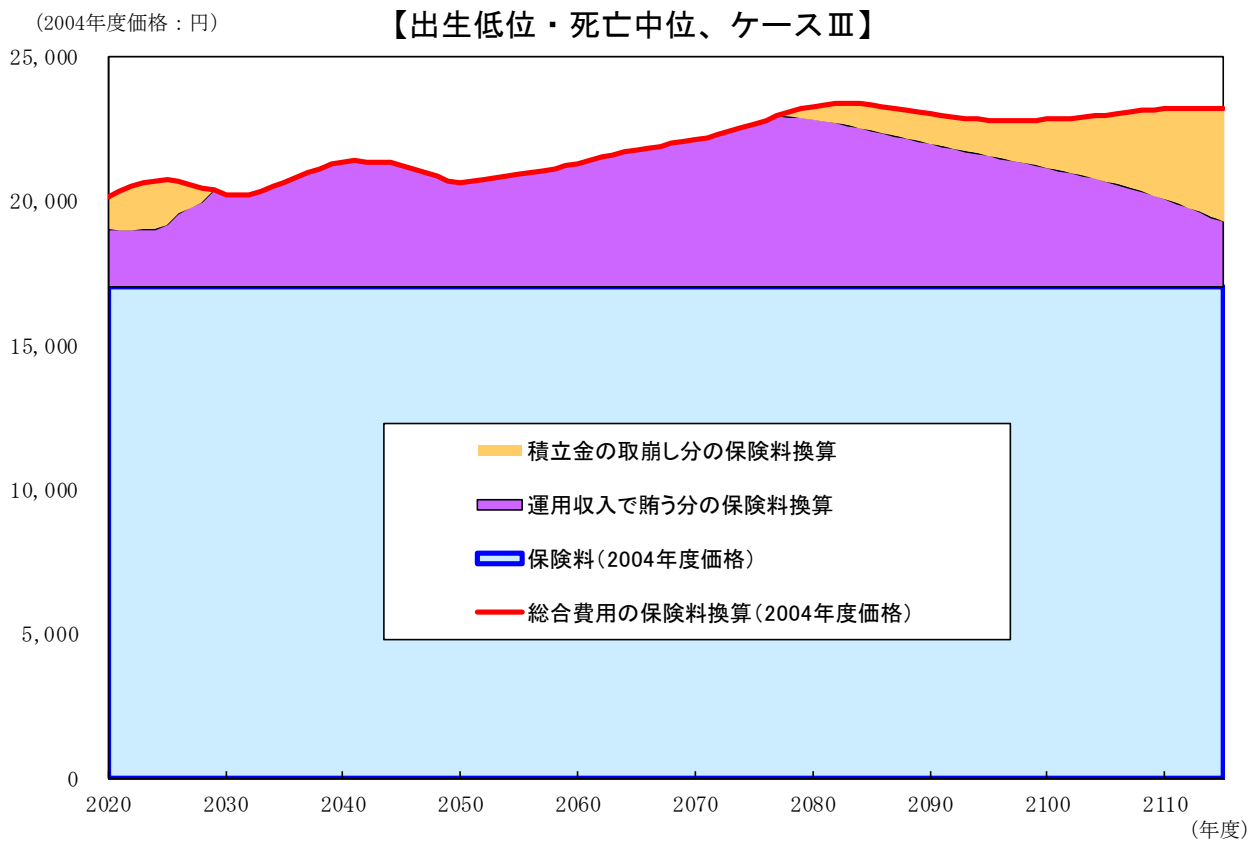
図表 2-2-7 厚生年金の総合費用率と保険料率の関係【出生低位・死亡中位、ケースⅢ】



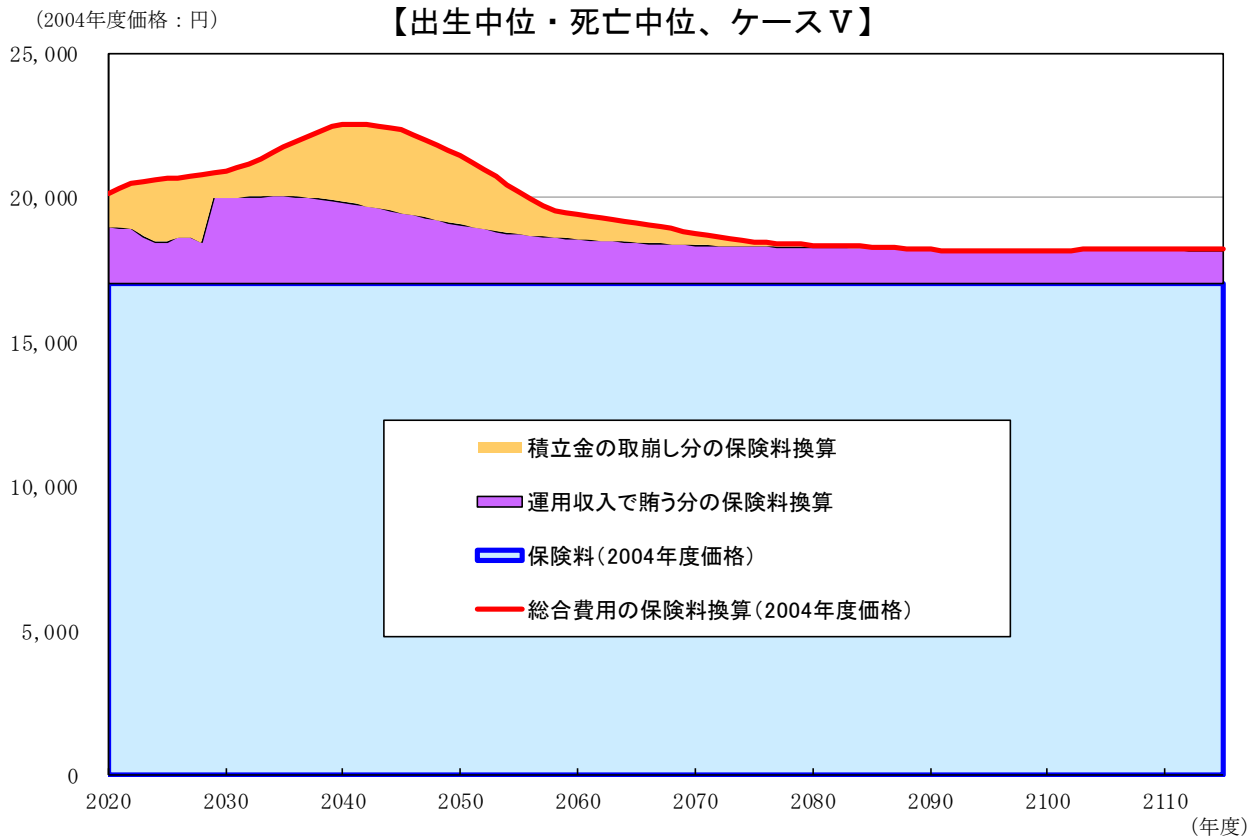
図表 2-2-8 国民年金の総合費用の保険料換算と保険料の関係 (2004 年度価格)



図表 2-2-9 国民年金の総合費用の保険料換算と保険料の関係 (2004 年度価格)



図表 2-2-10 国民年金の総合費用の保険料換算と保険料の関係 (2004 年度価格)



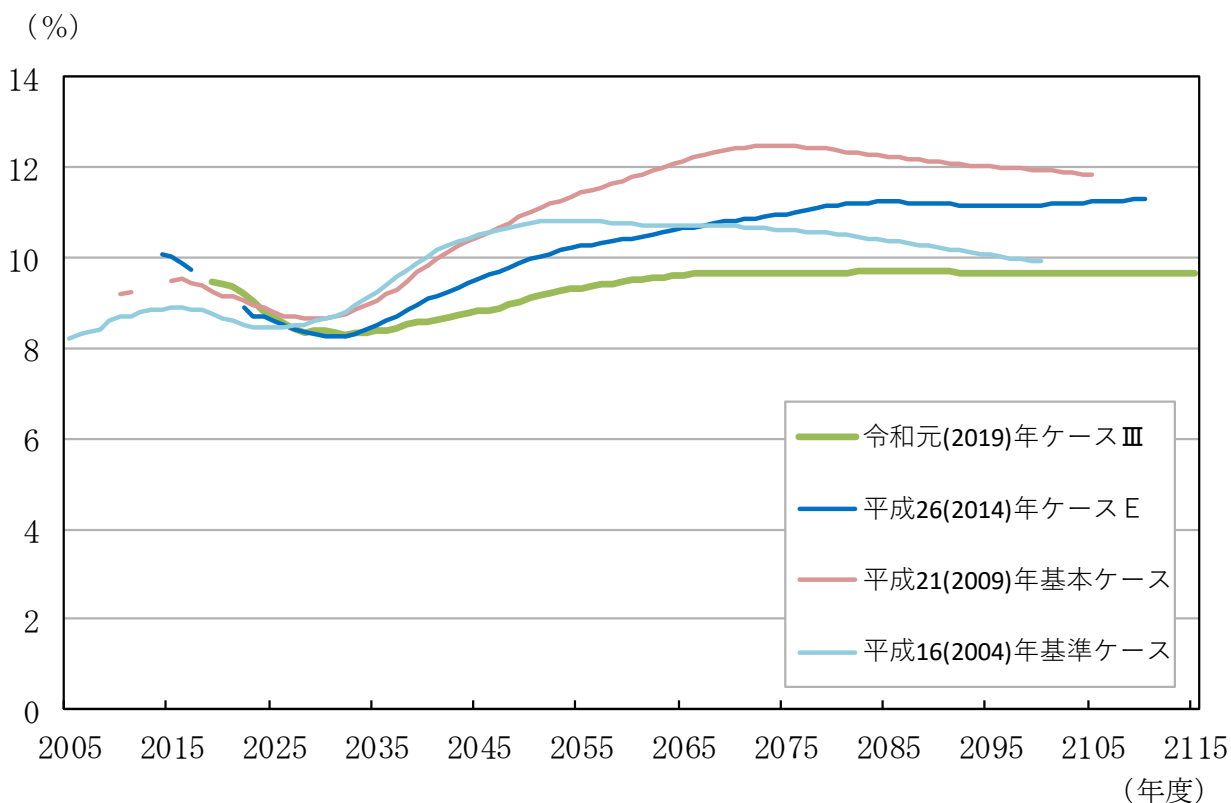
(4) 収支項目のGDP比

ここでは財政検証における収支の各項目の将来見通しについて、日本経済における公的年金制度の相対的な規模感を把握するため、そのGDP比を見ている。その際、平成16(2004)年以降の各財政検証・財政再計算の見通しの比較も行った⁹。

(給付費のGDP比)

給付費¹⁰についてGDP比を見たものが図表2-2-11である。これまでの財政検証・財政再計算のいずれの見通しにおいても、2030年頃にかけて若干低下している。この低下は厚生年金の支給開始年齢の引上げによるものと考えられる。それ以降の年度では、高齢化の進展とともに上昇している。その上昇の程度は財政検証・財政再計算ごとに異なり、平成21年財政検証では2030年度の8.7%から2070年度の12.4%まで大幅に上昇していたが、平成26(2014)年、令和元(2019)年の財政検証となるに連れて上昇の程度が緩やかになっている。

図表2-2-11 給付費のGDP比【出生中位・死亡中位】



⁹ 平成26(2014)年財政検証まで数値は、年金数理部会において、可能な限り令和元(2019)年財政検証と同様な方法で作成したものである。GDPの額は、足下の値はそれぞれの財政検証等で参照された内閣府の推計に基づき、その後の期間の値は、「名目GDP成長率=名目賃金上昇率-被保険者1人当たり労働時間変化率+総労働時間変化率」と仮定して推計を行っている。

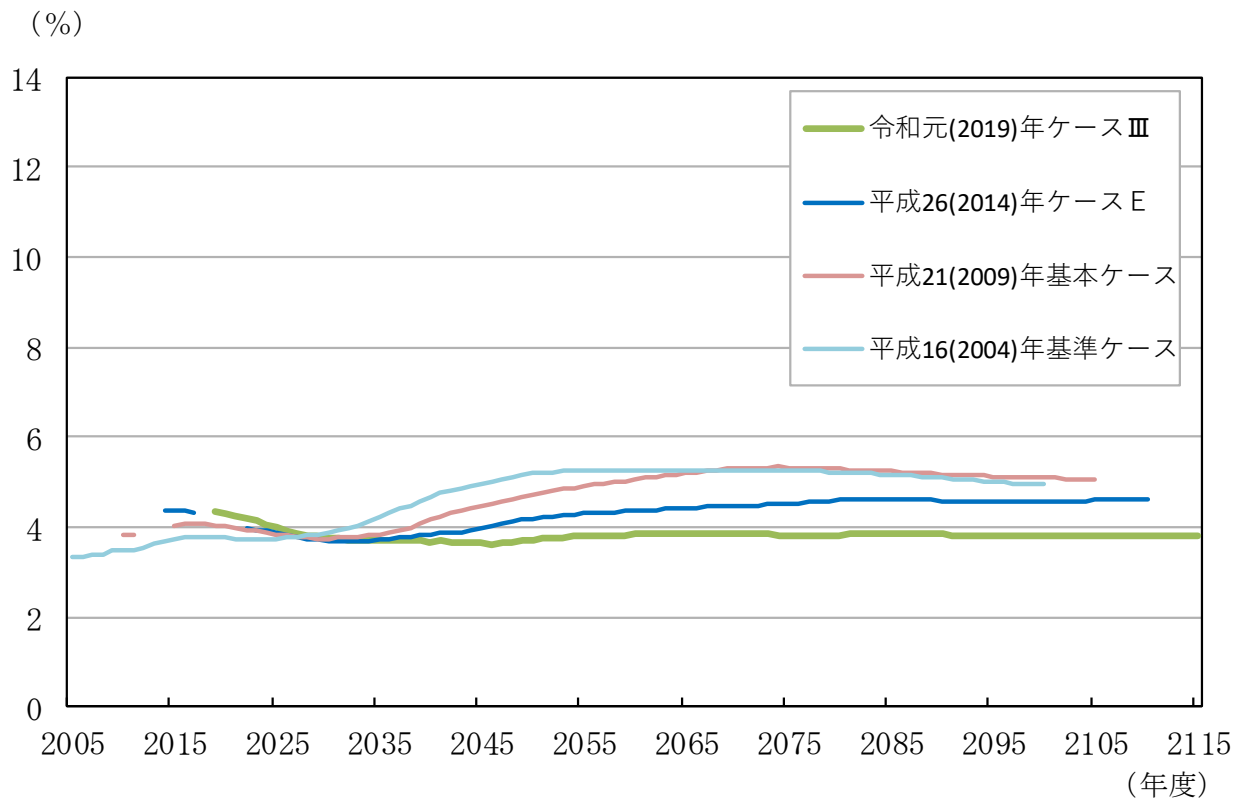
¹⁰ 厚生年金、国民年金の給付費と基礎年金給付費の合計

給付費のGDP比の上昇が緩やかになっている理由としては、出生率の見通しが上方シフトしていることのほか、後述のとおり、基礎年金給付費へのマクロ経済スライドがより進んでいることも挙げられる。

(基礎年金給付費のGDP比)

給付費のうち基礎年金給付費についてGDP比を見たものが図表 2-2-12 である。まず平成 16(2004)年財政再計算から平成 21(2009)年財政検証にかけての変化に着目すると、基礎年金給付費のGDP比は下方シフトしている。これは基礎年金においてマクロ経済スライドの調整期間が大幅に延伸し、給付水準調整が進んだためと考えられる。平成 26(2014)年、令和元(2019)年の財政検証となるに連れて、基礎年金給付費へのマクロ経済スライドの効果もあり、2030 年代以降の基礎年金給付費のGDP比の見通しは下方シフトを続けている。令和元(2019)年財政検証では 2030 年代以降の基礎年金給付費のGDP比はほぼ横ばいとなる見通しとなっている。

図表 2-2-12 給付費のうち基礎年金給付費のGDP比【出生中位・死亡中位】

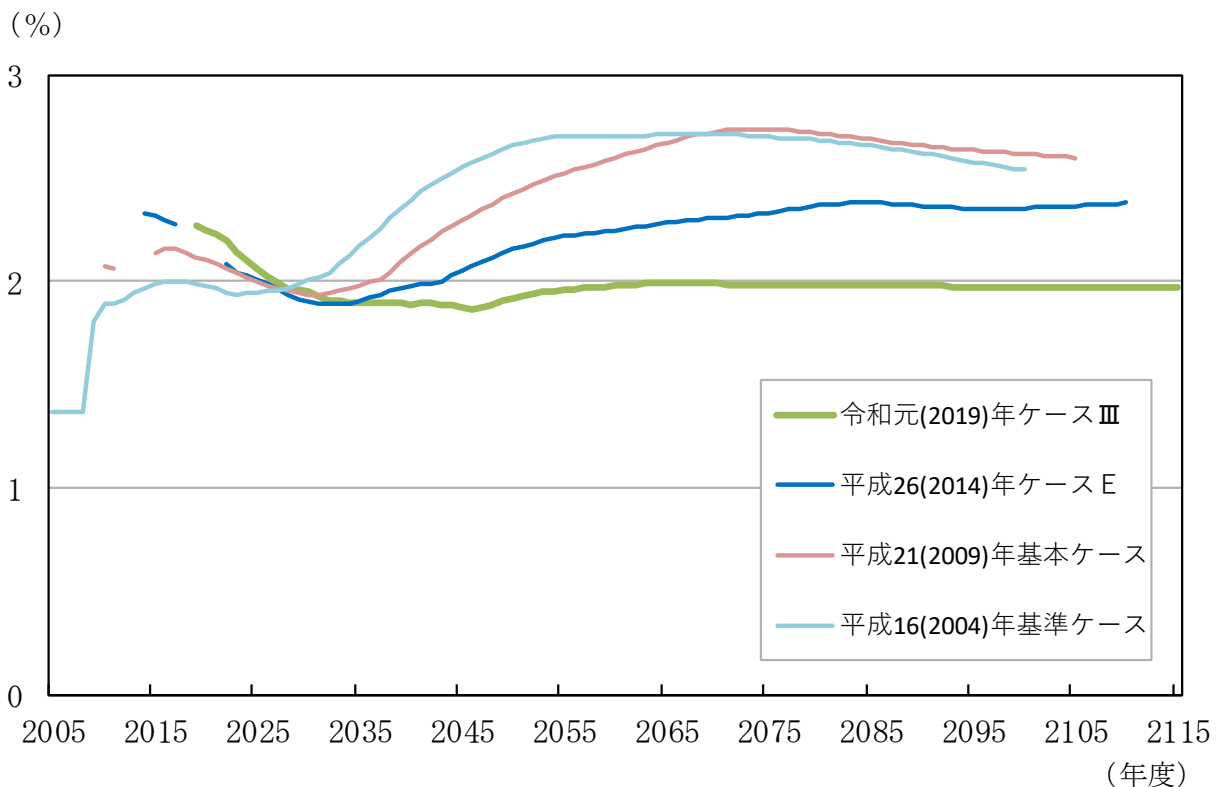


(国庫・公経済負担のGDP比)

国庫・公経済負担のGDP比を見たものが図表 2-2-13 である。国庫・公経済負担は基本的に基礎年金給付費の概ね2分の1であることから、基礎年金給付費のGDP比に連動した動きとなっており、2030年代以降の国庫・公経済負担のGDP比は、財政検証を経るごとに下方シフトする傾向にあるとともに、令和元(2019)年財政検証では将来に向かってほぼ横ばいとなる見通しとなっている。

この結果は、基礎年金給付へのマクロ経済スライドによる給付調整が進むと、国庫・公経済負担のGDP比が抑制されることを示している。

図表 2-2-13 国庫・公経済負担のGDP比【出生中位・死亡中位】



以上、公的年金の収支項目のGDP比を見てきたが、令和元(2019)年財政検証においても、これらの比率が将来に向かって極端に高まることはないことが分かった。このことは、公的年金制度の規模が日本経済の中で維持困難となるほどに拡大するわけではないことを意味するが、他方でそれはマクロ経済スライドによる給付の抑制によって実現されることにも留意が必要である。

(5) 公的年金制度の持続可能性の評価

以上を総合すると、公的年金制度の持続可能性については、人口や経済の動向に影響されるが、財政均衡を確保する観点から深刻な状況に陥るのは、経済環境がケースVIのように著しく低迷する場合である。

なお、当部会への報告において、公的年金の持続可能性について「女性や高齢者の労働市場への参加が進み、日本経済が成長していけば、今の年金制度の下で、将来的に所得代替率50%の給付水準を確保していけることが確認された。」とした上で、日本経済の持続的な成長の確保が重要であり、また年金制度については社会の変化にあわせて不断の見直しを行っていく必要がある旨の見解が示されていた。こうした見解については当部会においても同様の認識を持っている。

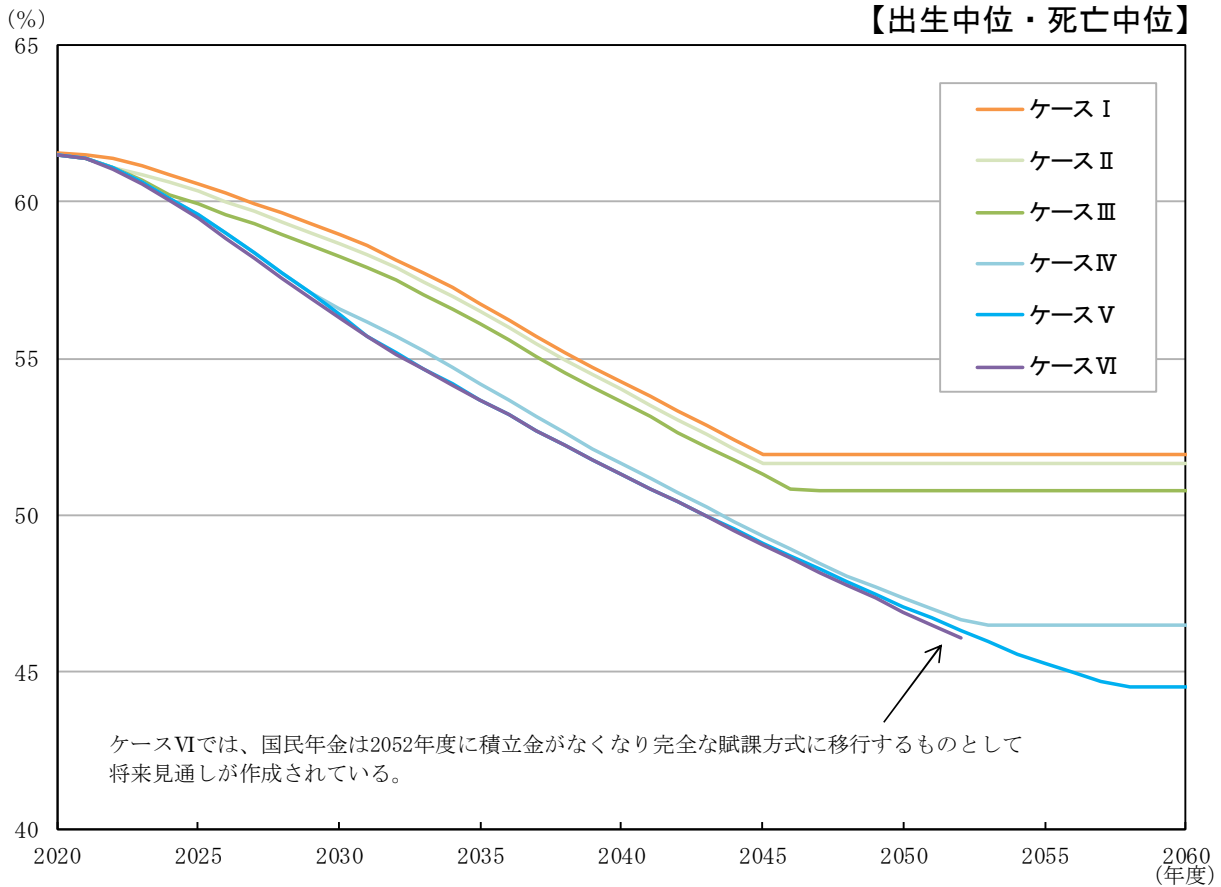
第3節 公的年金制度の給付の十分性

(1) 所得代替率

給付の十分性に関しては、厚生年金の標準的な年金（夫婦2人の基礎年金含む）の所得代替率で50%を確保できるかどうかの一つの基準となるが、これをみると人口の前提が出生中位・死亡中位であれば、経済の前提がケースⅠ～Ⅲの場合に50%を確保できる見通しであり（図表2-3-1）、経済の前提がケースⅢであれば、人口の前提が出生高位・死亡中位、出生中位・死亡高位、出生中位・死亡中位の場合に50%を確保できる見通しである（図表2-3-4）。

厚生年金の標準的な年金（夫婦2人の基礎年金含む）の所得代替率の見通しについて、人口が出生中位・死亡中位の場合、ケースⅠ～ⅢはケースⅣ～Ⅵに比べて低下が緩やかである。これは、ケースⅠ～Ⅲでは報酬比例部分の給付水準調整が2025年度までに終了するからである。

図表2-3-1 厚生年金の標準的な年金（夫婦2人の基礎年金含む）の所得代替率の将来見通し【出生中位・死亡中位】



所得代替率について基礎年金部分と報酬比例部分に分けて考察する。

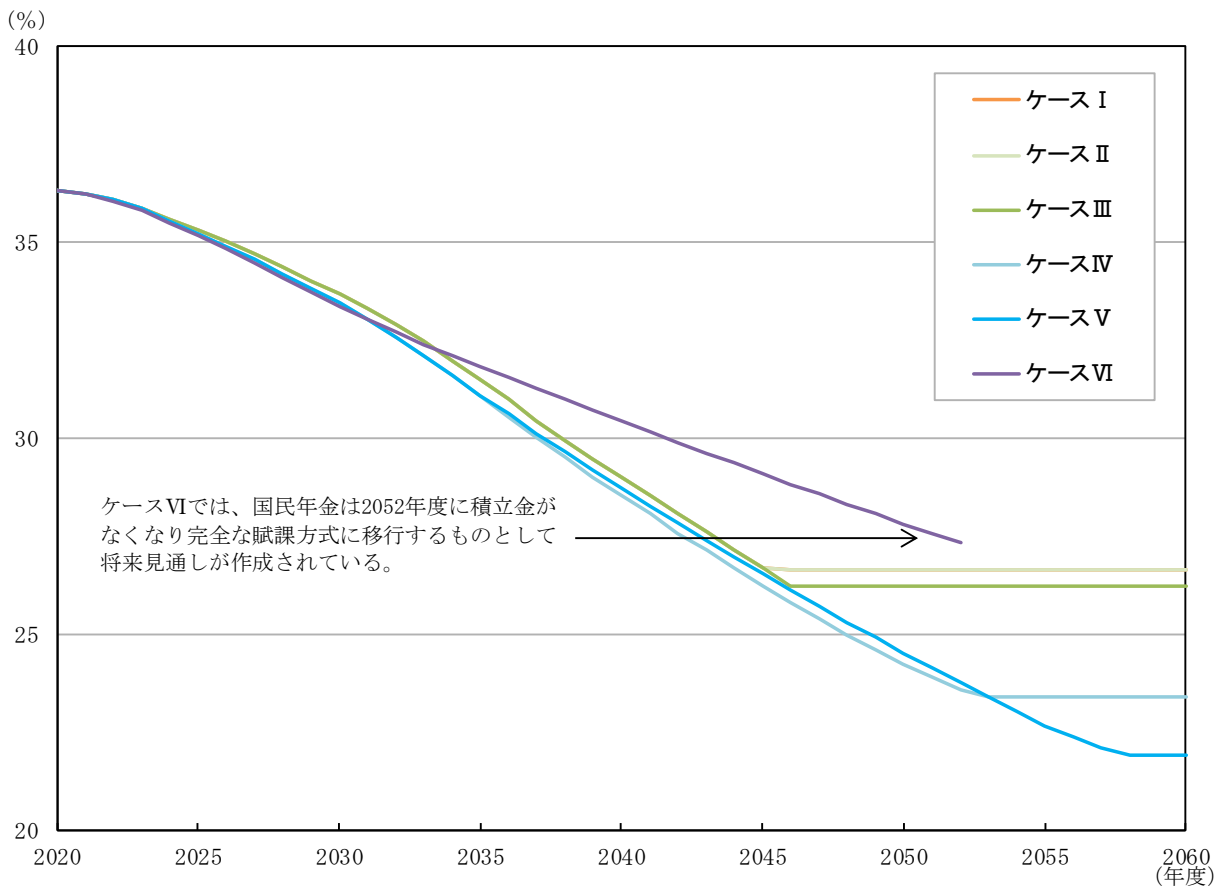
まず、基礎年金部分については、2019年度の36.4%から経年とともに低下し、最終的に、人口の前提が出生中位・死亡中位の場合には経済の前提により21.9%～26.7%に、経済の前提がケースⅢの場合には人口の前提により24.2%～28.2%になる（図表2-3-2）。

なお、ケースⅥの場合に他のケースと比べて2030年代半ば以降の所得代替率の低下が緩やかであるのは、マクロ経済スライドによる調整は年金の名目額を引き下げない範囲で行われるため、前提としている賃金上昇率がスライド調整率を大きく下回るほど給付水準の調整が進みにくくなるからである。

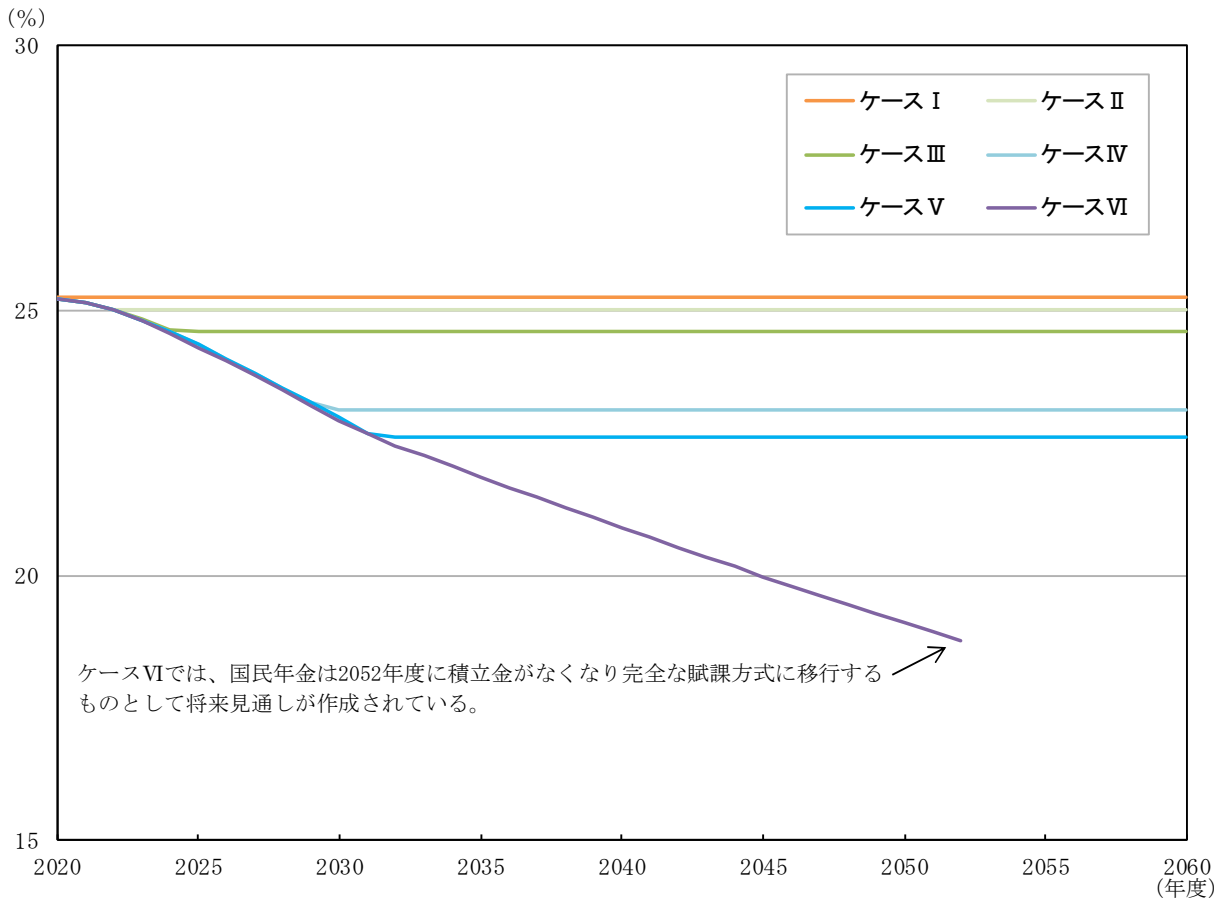
他方で報酬比例部分については、2019年度の25.3%から経年とともに低下し、最終的に、人口の前提が出生中位・死亡中位の場合には経済の前提により22.6%～25.3%になり、経済の前提がケースⅢの場合には人口の前提により23.7%～25.3%になる（図表2-3-3）。

このように所得代替率の低下幅は、報酬比例部分よりも基礎年金部分の方が大きい見通しとなっている。

図表2-3-2 基礎年金部分の所得代替率の将来見通し【出生中位・死亡中位】



図表 2-3-3 報酬比例部分の所得代替率の将来見通し【出生中位・死亡中位】

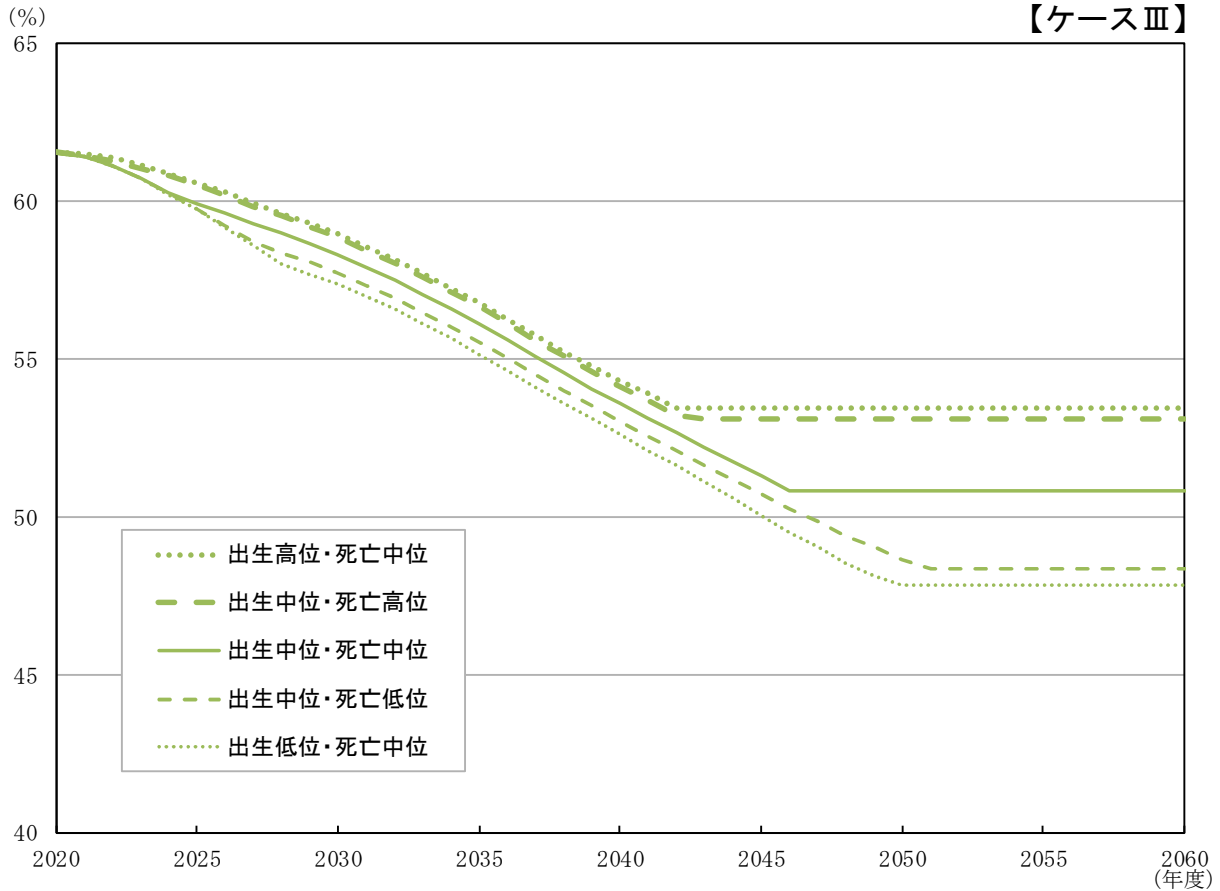


(人口の前提の変化による相違)

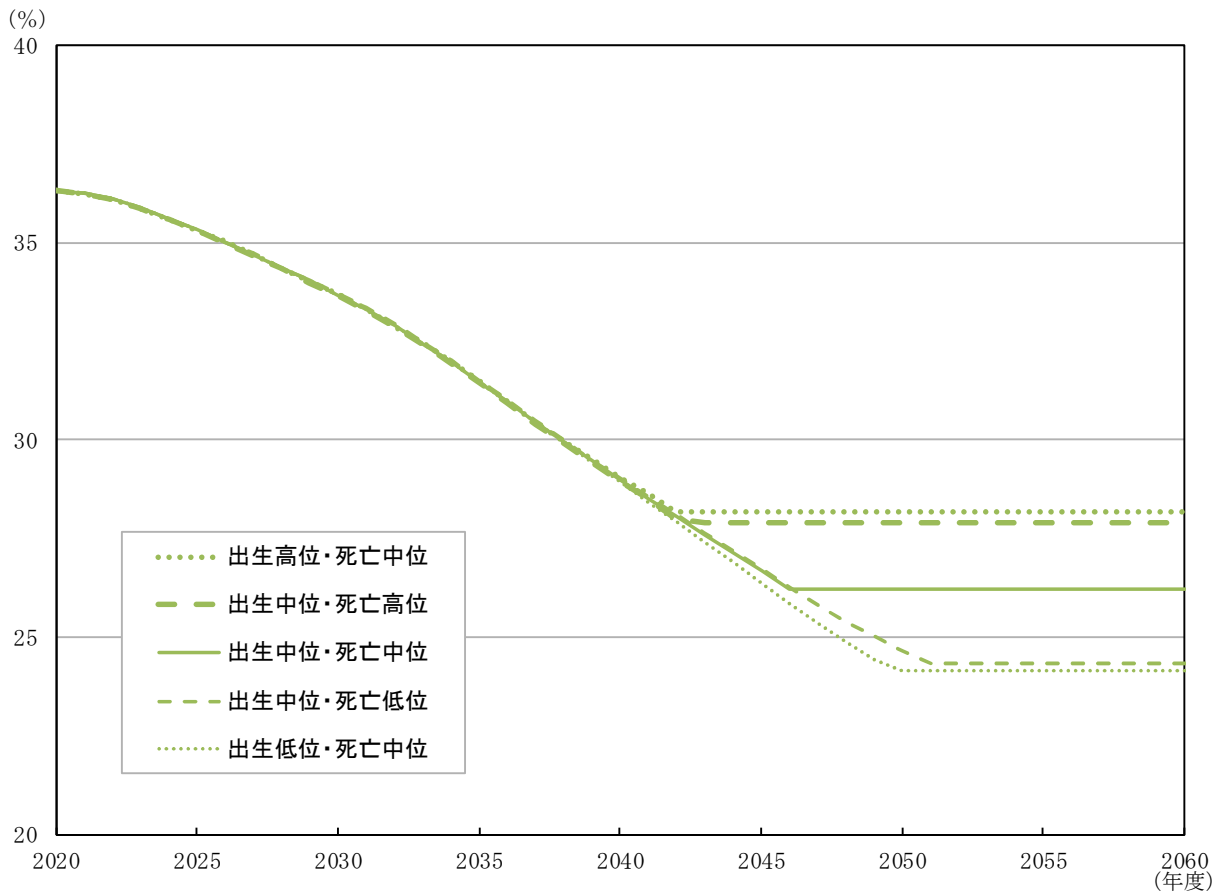
次に、経済をケースⅢに固定し、人口の前提が異なる場合に、厚生年金の標準的な年金（夫婦2人の基礎年金含む）の所得代替率の見通しがどのような推移するかを考察する。マクロ経済スライドの終了年度や最終的な所得代替率は異なるが、所得代替率の低下のスピードには大きな違いはない(図表 2-3-4)。

所得代替率を基礎年金部分と報酬比例部分に分けると、将来の低下の程度は報酬比例部分よりも基礎年金部分の方が大きくなっている(図表 2-3-5、図表 2-3-6)。

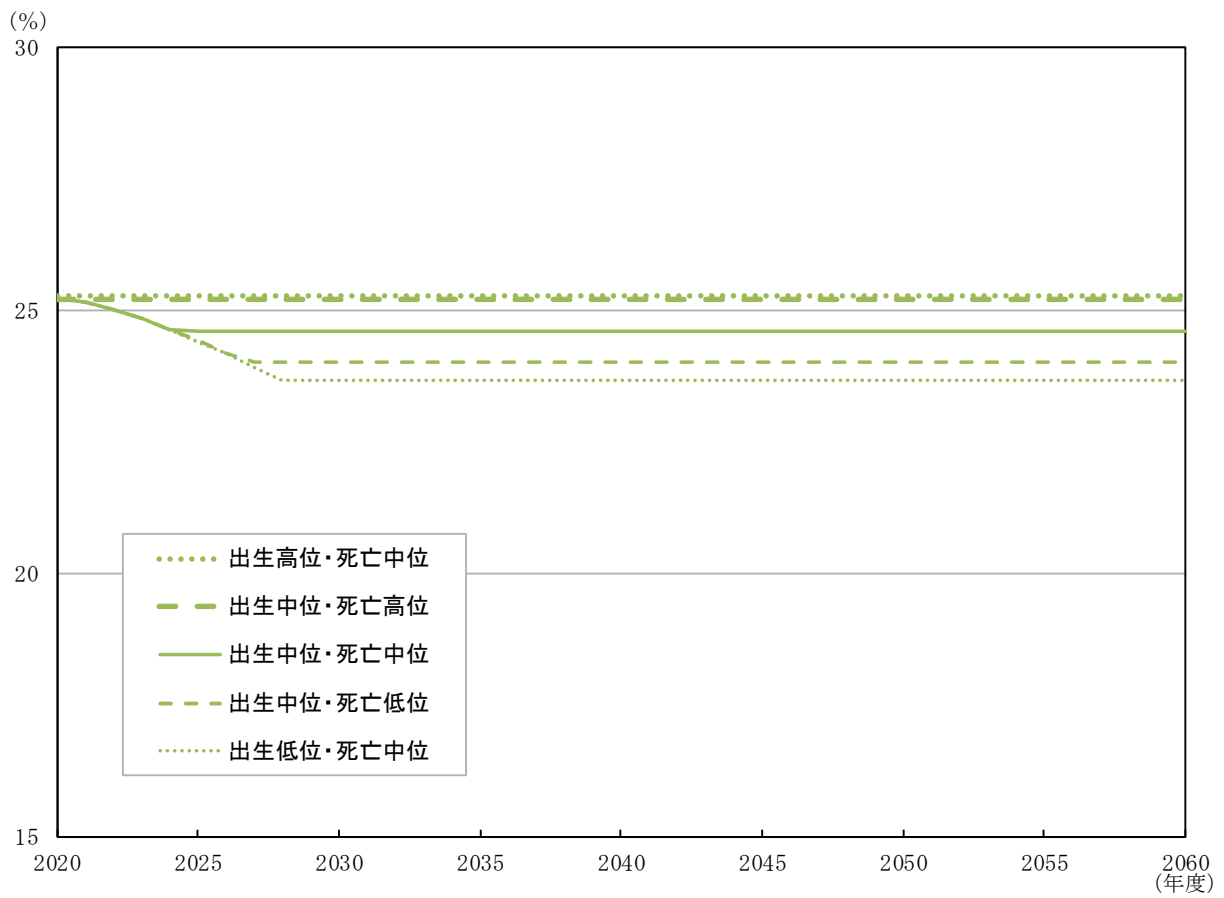
図表 2-3-4 厚生年金の標準的な年金（夫婦2人の基礎年金含む）の所得代替率の将来見通し【ケースⅢ】



図表 2-3-5 基礎年金部分の所得代替率の将来見通し【ケースⅢ】



図表 2-3-6 報酬比例部分の所得代替率の将来見通し【ケースⅢ】



(2) 賃金水準ごとの給付水準

(1) で検証したとおり、給付水準調整の程度は、基礎年金部分と報酬比例部分とで異なっていることから、個々人の受給する年金での給付水準調整の程度は、基礎年金部分と報酬比例部分のウェイトによって異なると考えられる。そこで、世帯人員1人当たりでみた賃金水準の異なるケースで、給付水準の変化の程度を検証する。ここでは、世帯人員1人あたり賃金が現役男子平均賃金¹¹の25%、50%、100%、150%のケースで試算をした(図表2-3-7~図表2-3-10)。

例えば現役男子平均賃金の単身世帯であれば「100%」であり、賃金はその半分の水準である単身世帯であれば「50%」である。また、夫婦2人分を合算した賃金が現役男子平均賃金並みであれば「50%」である。つまり、「50%」の所得代替率は、厚生年金の標準的な年金の所得代替率と一致する。

なお、試算を行ったケースは、出生中位・死亡中位で経済前提がケースⅠ、Ⅲ、Ⅴの場合と、経済前提がケースⅢで出生又は死亡が中位でない場合、ケースⅠで出生又は死亡が高位の場合、ケースⅤで出生又は死亡が低位の場合の11通りである。

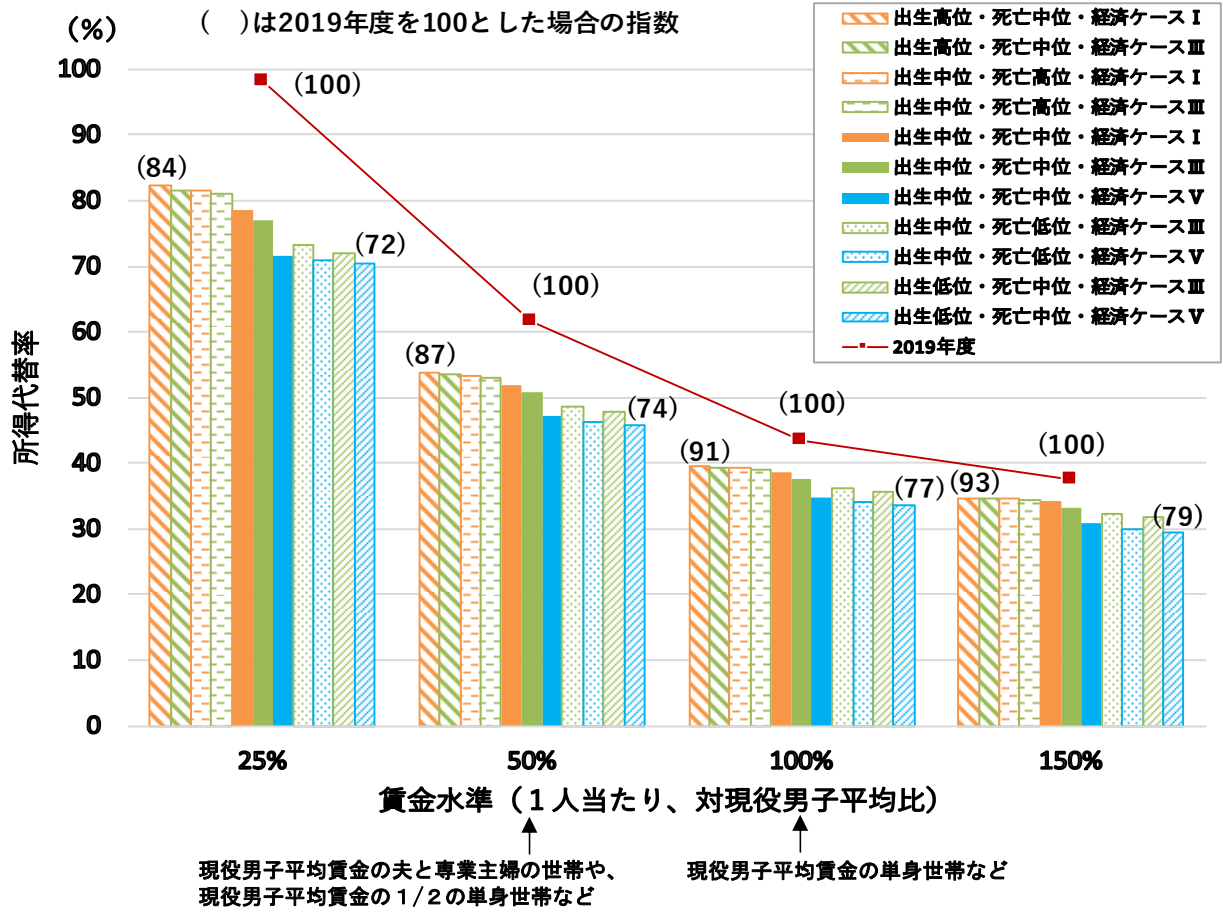
2050年度の所得代替率でみると、2019年度の水準を100とすれば、世帯人員1人当たりの賃金(対現役男子平均比)が100%の場合には77~91であるのに対し、25%の場合には72~84であり、低下の程度は、賃金水準が低いほど大きい(図表2-3-7)。

2050年度の世帯人員1人あたり年金月額(実質<対物価>)でみると、2019年度の水準を100とすれば、世帯人員1人当たりの賃金(対現役男子平均比)が100%の場合には95~137であるのに対し、25%の場合には88~126であり、賃金水準が低いほど、現在より低下するケースが多くなり、また現在より上昇するケースでもその程度は小さくなる傾向にある(図表2-3-9)。

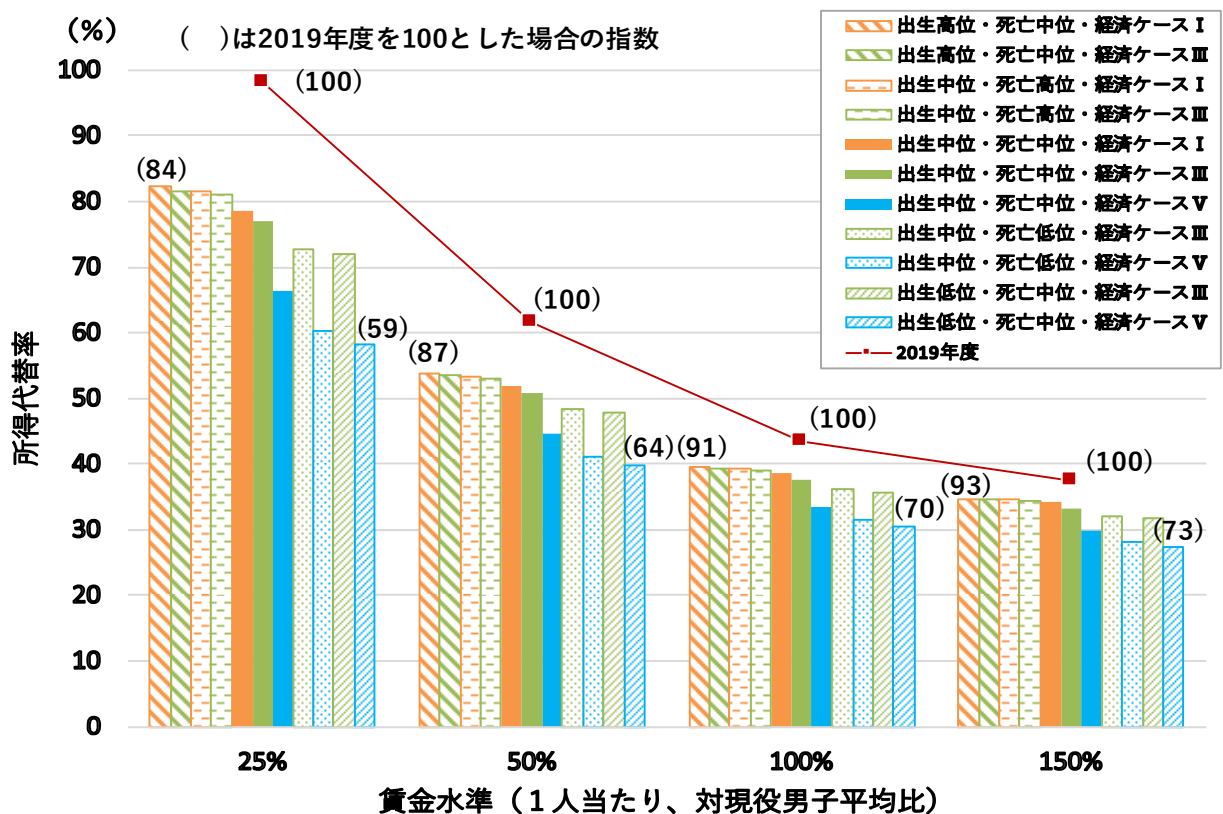
以上から、将来の給付水準調整の程度は、基礎年金部分のウェイトが比較的大きいと考えられる賃金水準の低い世帯ほど大きくなる。

¹¹ この分析は、賃金水準ごとの給付水準を検証することが目的であり、現役男子平均賃金を一つの基準としてその25%、50%、100%、150%の場合を試算した(2019年度の現役男子の手取り収入は35.7万円)。なお、平成30(2018)年度の実績によると、現役女性の手取り収入はこの7割程度である。

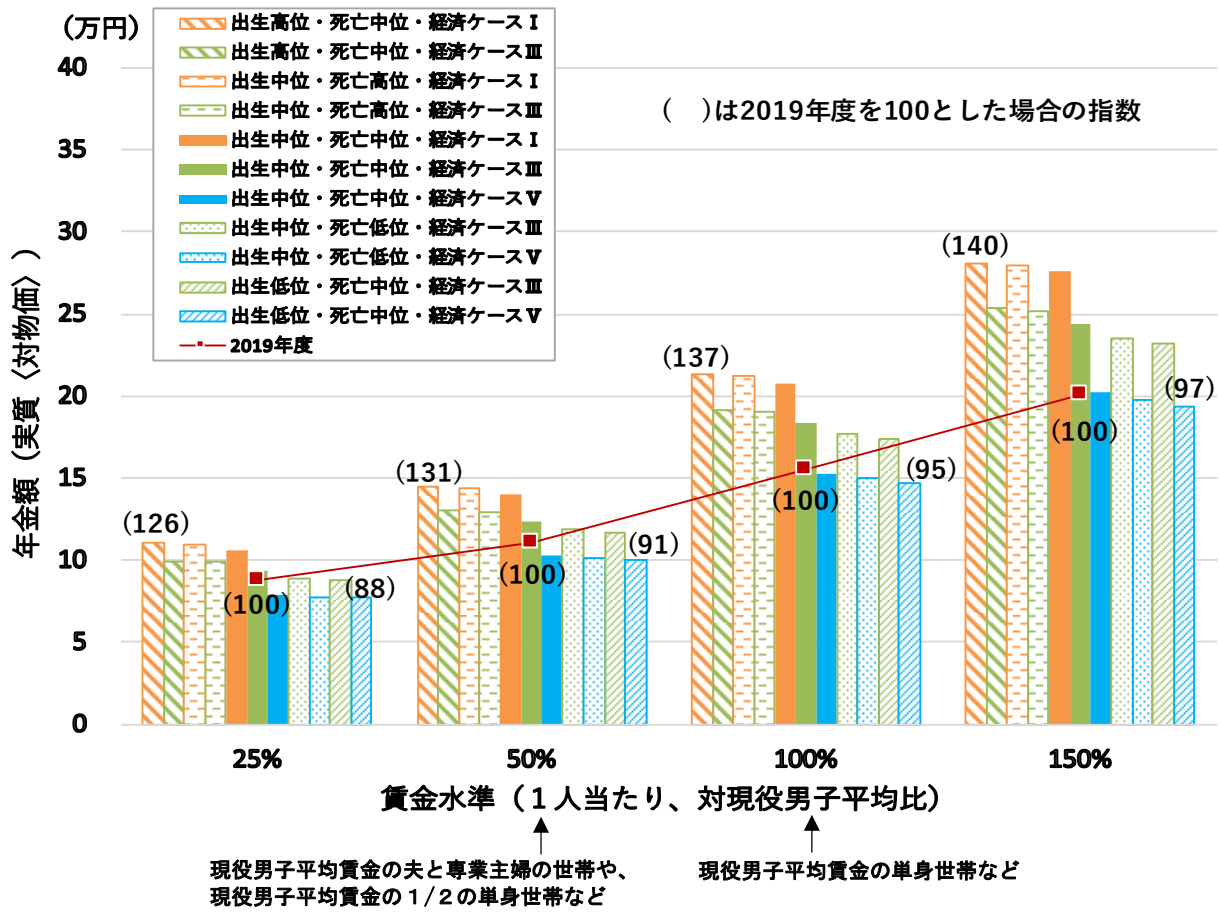
図表 2-3-7 世帯人員 1 人当たりでみた所得代替率の将来見通し【2050 年度】



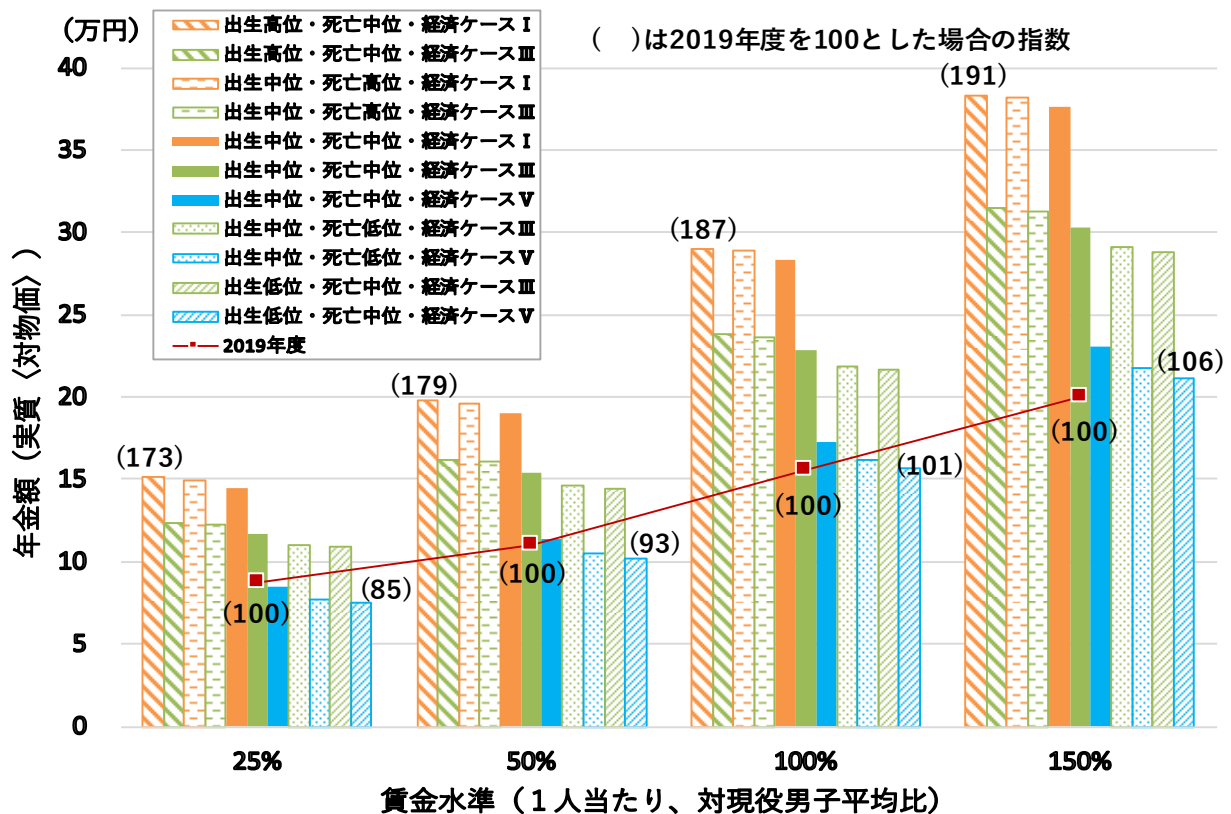
図表 2-3-8 世帯人員 1 人当たりでみた所得代替率の将来見通し【2070 年度】



図表 2-3-9 世帯人員 1 人当たりでみた年金額（実質〈対物価〉）【2050 年度】



図表 2-3-10 世帯人員 1 人当たりでみた年金額（実質〈対物価〉）【2070 年度】

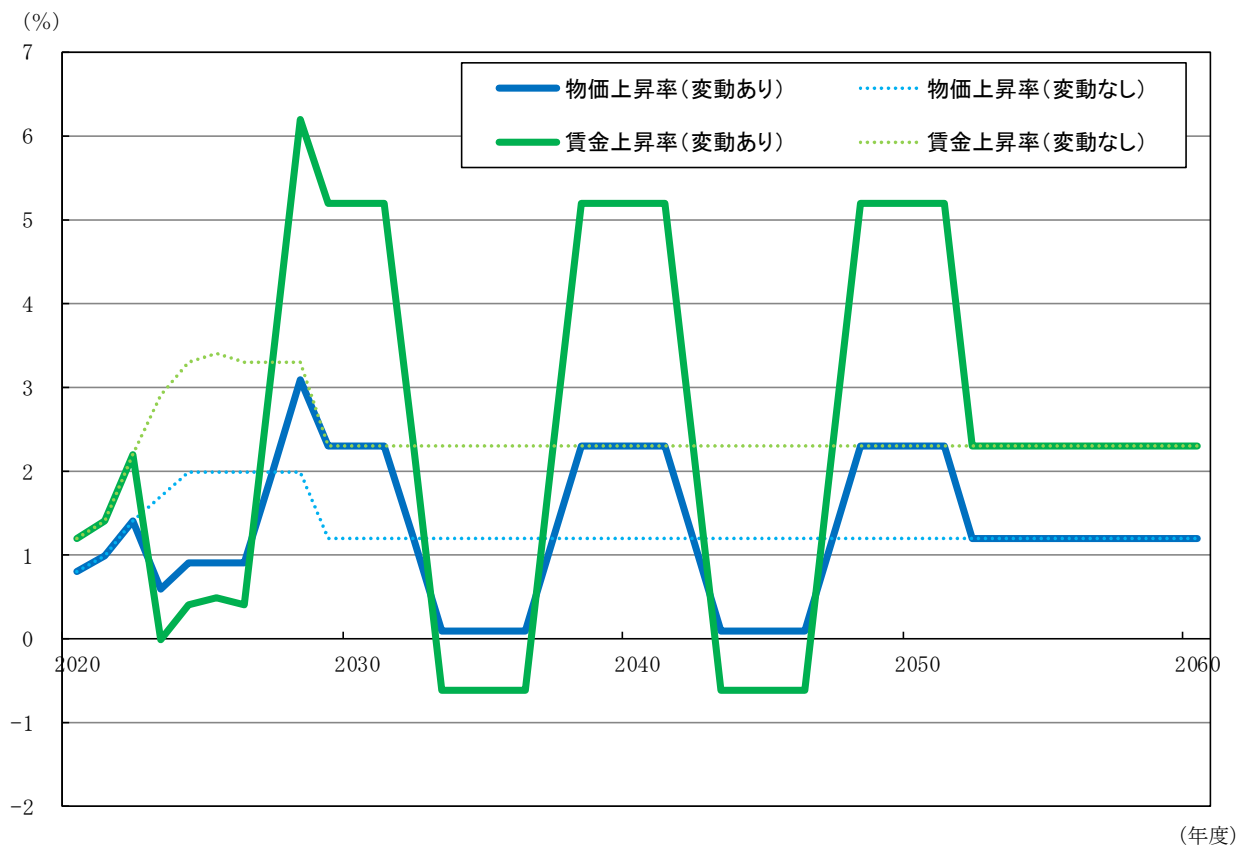


(3) 経済の変動を仮定した場合の所得代替率と平成 28(2016)年改正の効果

経済前提に年度ごとの波があるときに、マクロ経済スライドを含めて年金額改定の仕組みがどのように機能するのを見るため、令和元(2019)年財政検証の参考試算では、毎年度の変動を仮定した経済前提が設定されている(図表 2-3-11)。

この参考試算においては、令和元(2019)年財政検証の経済前提を基礎とし、物価・賃金に景気の波(10年周期、物価上昇率±1.1%、名目賃金上昇率±2.9%)による変動を加えて経済変動を設定しており¹²、経済変動があるため、マクロ経済スライドがフルに発動せず、平成 28(2016)年改正によるマクロ経済スライドのキャリーオーバーの仕組みや賃金・物価スライドの見直しの効果が生じる状況となっている。

図表 2-3-11 経済の変動がある賃金上昇率及び物価上昇率の前提【ケースⅢ】



¹² 経済変動は調整終了後に所得代替率が変化しないよう 2023 年度～2052 年度の 30 年間(周期 3 回)生じるものとする。

変動のある経済前提での所得代替率の試算結果は、ケースⅠ～Ⅳでは経済変動ありと経済変動なしで概ね同程度の結果となっており、ケースⅤでは経済変動ありの方が高くなっている。ケースⅥでは国民年金の積立金がなくなる年度が遅くなっている（図表2-3-12）。これは、経済の変動がある場合には、ケースⅤやケースⅥにおいても、景気の山となる年度において給付水準調整がキャリアオーバー分も含めて行われ、景気の谷となる年度においては物価上昇率を下回る賃金上昇率によって年金改定が行われることによる効果があるためと考えられる。

図表2-3-12 経済の変動を仮定した場合の厚生年金の標準的な年金の所得代替率の見通し
【厚生年金の標準的な年金の所得代替率】

経済の変動	ケースⅠ	ケースⅡ	ケースⅢ	ケースⅣ	ケースⅤ	ケースⅥ
	%	%	%	%	%	年度
変動なし	51.9	51.6	50.8	46.5	44.5	2052
変動あり	51.7	51.4	50.6	46.4	45.0	2056

【基礎年金部分】

経済の変動	ケースⅠ	ケースⅡ	ケースⅢ	ケースⅣ	ケースⅤ	ケースⅥ
	%	%	%	%	%	年度
変動なし	26.7	26.6	26.2	23.4	21.9	2052
変動あり	26.6	26.5	26.1	23.3	22.3	2056

【報酬比例部分】

経済の変動	ケースⅠ	ケースⅡ	ケースⅢ	ケースⅣ	ケースⅤ	ケースⅥ
	%	%	%	%	%	年度
変動なし	25.3	25.0	24.6	23.1	22.6	-
変動あり	25.2	24.9	24.5	23.2	22.7	-

注1 厚生年金の標準的な年金の所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には、機械的に給付水準調整を続けた場合の見通しとしている。

注2 ケースⅥについては、国民年金の積立金がなくなり完全な賦課方式に移行する年度である。

平成28(2016)年改正では、マクロ経済スライドのいわゆるキャリーオーバー（スライド調整率の未調整分の翌年度以降への繰り越し）の仕組みや、賃金変動率がマイナスのときにそれが物価変動率を下回っていたとしても賃金に基づいて年金額を改定する仕組みが導入された。

変動のある経済前提の下で試算すると、特に経済前提がケースⅣ～Ⅵのときに所得代替率が大幅に上昇するなど改正の効果が大きい（図表2-3-13）。

図表2-3-13 平成28(2016)年改正による年金額改定方法の見直しの効果

【厚生年金の標準的な年金の所得代替率】

	ケースⅠ	ケースⅡ	ケースⅢ	ケースⅣ	ケースⅤ	ケースⅥ
	%	%	%	%	%	年度
現行制度	51.7	51.4	50.6	46.4	45.0	2056
年金額改定方法の見直しを行わなかった場合	51.7	51.4	50.4	44.8	42.1	2050
給付水準調整のキャリーオーバーを行わなかった場合	51.4	50.8	50.0	43.0	2065	2052

【基礎年金部分】

	ケースⅠ	ケースⅡ	ケースⅢ	ケースⅣ	ケースⅤ	ケースⅥ
	%	%	%	%	%	年度
現行制度	26.6	26.5	26.1	23.3	22.3	2056
年金額改定方法の見直しを行わなかった場合	26.6	26.5	25.9	22.2	20.1	2050
給付水準調整のキャリーオーバーを行わなかった場合	26.2	25.9	25.4	19.8	2065	2052

【報酬比例部分】

	ケースⅠ	ケースⅡ	ケースⅢ	ケースⅣ	ケースⅤ	ケースⅥ
	%	%	%	%	%	年度
現行制度	25.2	24.9	24.5	23.2	22.7	-
年金額改定方法の見直しを行わなかった場合	25.2	24.9	24.4	22.6	22.0	-
給付水準調整のキャリーオーバーを行わなかった場合	25.2	24.9	24.5	23.2	-	-

注1 厚生年金の標準的な年金の所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には、機械的に給付水準調整を続けた場合の見直しとしている。

注2 ケースⅥ及びケースⅤの給付水準調整のキャリーオーバーを行わなかった場合については、国民年金の積立金がなくなり完全な賦課方式に移行する年度である。

(4) 公的年金制度の給付の十分性の評価

以上を総合すると、給付の十分性については、経済がふるわない状況での給付水準には平成28(2016)年改正による改善が見られるものの、所得代替率50%を基準とすれば、今後の社会経済情勢次第であると言える。

また、基礎年金における今後の給付水準調整の程度が、厚生年金の報酬比例部分と比べて大きいことにも引き続き懸念が残る。将来の給付水準調整の程度が、基礎年金部分のウェイトが大きいほど、すなわち低所得者層ほど大きくなると見込まれることに加え、厚生年金の所得再分配効果が低減することにもなり、今後低所得者層での給付の十分性が懸念される。

〔補論〕給付の十分性に関連する追加試算について

給付の十分性に関しては、将来の基礎年金水準の低下に関する本部会の審議を踏まえ、令和元(2019)年財政検証をベースとした追加試算が本部会に報告された。追加試算においては、

- ・ 令和元(2019)年財政検証公表後に成立した令和2(2020)年年金改正法を反映した将来見通し(追加試算では「現行制度(法改正後)」)の作成
- ・ 平成16(2004)年改正時に一致していた基礎年金と報酬比例のマクロ経済スライド調整期間の乖離が大きくなり、将来の基礎年金水準の低下の要因となっているため、基礎年金と報酬比例との調整期間を一致させた場合に将来の給付水準がどのようになるかの試算(追加試算①)
- ・ さらに、これに、令和元(2019)年財政検証のオプション試算において基礎年金水準の上昇に効果が大きいことが確認されている、基礎年金を45年加入とした場合の影響を加えた試算(追加試算②及び追加試算③)

が行われている。

追加試算の仮定(前提)については、人口や経済の前提は令和元(2019)年財政検証の出生中位・死亡中位、ケースⅢ、ケースⅤと同じであり、また、年金制度の仮定は図表2-3-14のとおりである。

図表 2-3-14 追加試算における年金制度の仮定

現行制度 (法改正後)	令和元(2019)年財政検証に令和2(2020)年年金改正法を反映したもの
追加試算①	基礎年金と報酬比例との給付水準のバランスを確保できるように基礎年金拠出金の仕組みを見直し、マクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合
追加試算②	①の調整期間の一致に加え、基礎年金を 45 年加入(20～64 歳)とし、延長期間(60～64 歳)に係る給付に2分の1国庫負担がある場合
追加試算③	①の調整期間の一致に加え、基礎年金を 45 年加入(20～64 歳)とし、延長期間(60～64 歳)に係る給付に国庫負担がなく、全て保険料財源で賄う場合

注1 追加試算(①、②、③)では、国民年金と厚生年金とを合わせて、概ね 100 年間の収支均衡を図ることができるよう、基礎年金と報酬比例に共通するマクロ経済スライドの調整期間を設定し、給付水準の見直しや国民年金と厚生年金とを合わせた収支見直しを試算。

注2 追加試算では、基礎年金拠出金の仕組みの見直しについて具体的な前提をおいていないが、どのように見直したとしても、追加試算①～③それぞれにおいて、マクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合の給付と負担への影響は同じとなる。

試算の結果は図表 2-3-15 のとおりである。まず令和 2 (2020) 年年金改正法の効果により、所得代替率は令和元(2019)年財政検証の結果よりも 0.2%ポイント上昇している。その上で、基礎年金と報酬比例の調整期間を一致させる効果は、追加試算①と現行制度(法改正後)との比較によると、厚生年金の標準的な年金(夫婦2人の基礎年金を含む)の所得代替率は、ケースⅢで 4.6%ポイント、ケースⅤで 5.3%ポイント上昇する。このうち、基礎年金部分の所得代替率はケースⅢで 6.4%ポイント、ケースⅤで 7.4%ポイント上昇する一方、報酬比例部分の所得代替率はケースⅢで 1.9%ポイント、ケースⅤで 2.2%ポイント低下する結果となっており、基礎年金部分の上昇幅は報酬比例部分の低下幅より大きい。

このため、賃金水準別にみた所得代替率への影響については、所得水準が厚生年金の現役男子の平均額の 3.4 倍以上となる世帯を除き、ほとんどの世帯で所得代替率にプラスの効果があると試算されている。

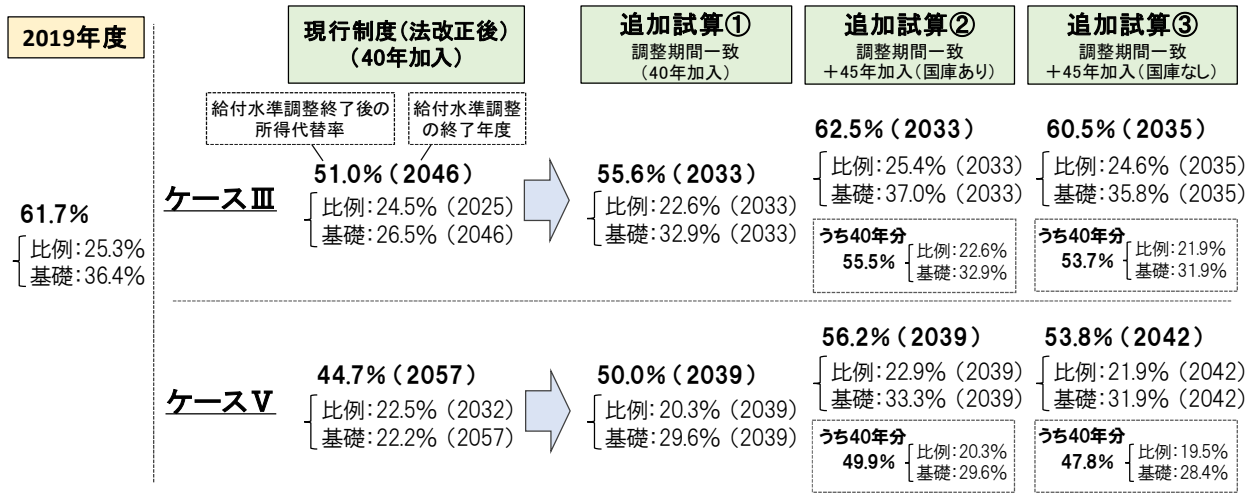
すなわち、基礎年金部分と報酬比例部分のマクロ経済スライドによる給付調整期間を一致させることは、将来の基礎年金水準の低下を防止し、厚生年金の所得再分配機能を維持して低所得者層の給付水準を確保する効果があるだけでなく、中所得層の給付水準の向上にもつながることが示されている。

基礎年金と報酬比例の調整期間一致に加えて、基礎年金を 45 年加入(20～64 歳)とし延長期間(60～64 歳)に係る基礎年金給付にも 2 分の 1 の国庫負担¹³を行う(追加試算②)とすると、厚生年金の標準的な年金(夫婦2人の基礎年金を含む)の所得代替率は、ケースⅢで 62.5%、ケースⅤで 56.2%となる見通しであり、現行制度(法改正後)と比較して大きく改善する。

¹³ この補論では、国庫負担に公経済負担を含む。

また仮に、延長期間（60～64歳）に係る給付は国庫負担を行わず全て保険料財源で賄う（追加試算③）としても、厚生年金の標準的な年金（夫婦2人の基礎年金を含む）の所得代替率は、ケースⅢで60.5%、ケースⅤで53.8%となる見通しであり、現行制度（法改正後）と比較して大きく改善する。

図表 2-3-15 追加試算における所得代替率の見通し



基礎年金と報酬比例の調整期間を一致させると、厚生年金の保険料負担に変化がないにもかかわらず、一部の高所得層を除きプラス効果が生じているのは、次の2つのメカニズムによると考えられる。

一つは、基礎年金の低下の防止は、同時にその2分の1に相当する国庫負担の低下も防止し、このため年金給付の財源が現行制度に比べて大きくなることである。

もう一つは、基礎年金と報酬比例の調整期間を一致させると、報酬比例の調整期間が延長され、報酬比例の調整終了後は基礎年金のみが調整される現行制度より早期に給付水準の調整が進むこととなる。その結果、現行制度より積立水準が上昇する見通しとなり、この積立金が将来の給付水準の改善に寄与するものである。

第4節 厚生年金の実施機関ごとの財政状況

厚生年金の実施機関である国共済、地共済、私学共済について、厚生年金勘定との間で受け渡される「厚生年金拠出金」と「厚生年金交付金」を考慮した、厚生年金部分の財政見通しは以下のとおりである（図表2-4-1～図表2-4-3）。

図表2-4-1 厚生年金拠出金・厚生年金交付金を考慮した実施機関ごとの財政見通し

【国共済・出生中位・死亡中位・ケースⅢ】

年度 (西暦)	収 入						支 出					収支差	年度末 積立金
	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2019	2.8	1.3	0.3	0.1	0.0	1.1	2.8	1.1	0.6	0.1	1.1	0.0	7.3
2020	2.8	1.3	0.3	0.1	0.0	1.1	2.8	1.1	0.6	0.1	1.1	0.0	7.3
2025	3.0	1.4	0.3	0.1	0.0	1.1	3.1	1.1	0.6	0.3	1.1	-0.1	6.7
2030	3.4	1.6	0.3	0.3	0.0	1.3	3.3	1.3	0.6	0.2	1.2	0.1	7.0
2035	3.7	1.7	0.3	0.3	0.0	1.4	3.6	1.4	0.7	0.2	1.3	0.1	7.7
2040	4.1	1.8	0.4	0.3	0.0	1.5	4.1	1.5	0.8	0.2	1.5	0.0	8.0
2045	4.4	2.0	0.4	0.3	0.0	1.7	4.4	1.7	0.8	0.2	1.7	0.0	8.0
2050	4.7	2.1	0.5	0.3	0.0	1.8	4.8	1.8	0.9	0.2	1.9	-0.1	7.8
2055	5.0	2.3	0.5	0.3	0.0	2.0	5.1	2.0	1.0	0.2	2.1	-0.1	7.3
2060	5.4	2.5	0.5	0.3	0.0	2.1	5.5	2.1	1.0	0.1	2.2	-0.1	6.8
2065	5.8	2.6	0.6	0.3	0.1	2.3	5.9	2.3	1.1	0.1	2.4	-0.1	6.3
2070	6.2	2.8	0.6	0.2	0.1	2.5	6.2	2.5	1.2	0.1	2.5	-0.1	6.0
2075	6.6	2.9	0.6	0.2	0.1	2.7	6.6	2.7	1.2	0.0	2.7	0.0	5.7
2080	6.9	3.1	0.7	0.2	0.0	2.9	7.1	2.9	1.3	0.0	2.8	-0.2	5.0
2085	7.3	3.3	0.7	0.2	0.0	3.1	7.5	3.1	1.4	0.0	3.0	-0.2	4.0
2090	7.7	3.5	0.7	0.1	0.0	3.4	8.0	3.4	1.5	0.0	3.1	-0.2	2.8
2095	8.2	3.7	0.8	0.1	0.0	3.6	8.4	3.6	1.6	0.0	3.3	-0.3	1.6
2100	8.6	3.9	0.8	0.0	0.0	3.8	8.9	3.8	1.7	0.0	3.4	-0.3	0.2
2105	9.5	4.2	0.9	0.0	0.3	4.1	9.5	4.1	1.8	0.0	3.6	0.0	0.0
2110	10.0	4.4	0.9	0.0	0.3	4.3	10.0	4.3	1.9	0.0	3.8	0.0	0.0
2115	10.7	4.7	1.0	0.0	0.4	4.6	10.7	4.6	2.0	0.0	4.1	0.0	0.0

図表2-4-2 厚生年金拠出金・厚生年金交付金を考慮した実施機関ごとの財政見通し

【地共済・出生中位・死亡中位・ケースⅢ】

年度 (西暦)	収 入						支 出					収支差	年度末 積立金
	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2019	7.8	3.4	0.7	0.4	0.1	3.3	7.8	3.3	1.4	0.0	3.1	0.0	21.0
2020	7.8	3.4	0.7	0.4	0.1	3.3	7.9	3.3	1.4	0.0	3.1	0.0	20.9
2025	8.7	3.7	0.8	0.4	0.3	3.6	8.5	3.6	1.5	0.0	3.3	0.2	21.3
2030	10.1	4.1	0.9	1.0	0.2	4.0	9.0	4.0	1.7	0.0	3.3	1.1	25.1
2035	11.0	4.4	0.9	1.2	0.2	4.2	9.9	4.2	1.9	0.0	3.7	1.1	30.9
2040	12.0	4.8	1.1	1.4	0.2	4.5	10.9	4.5	2.1	0.0	4.4	1.0	36.2
2045	12.7	5.3	1.1	1.6	0.2	4.6	11.8	4.6	2.3	0.0	5.0	0.9	40.9
2050	13.5	5.6	1.2	1.8	0.2	4.7	12.7	4.7	2.4	0.0	5.6	0.8	45.1
2055	14.3	6.0	1.3	1.9	0.1	5.0	13.6	5.0	2.6	0.0	6.1	0.7	48.7
2060	15.3	6.4	1.4	2.0	0.1	5.4	14.7	5.4	2.8	0.0	6.5	0.6	51.8
2065	16.4	6.8	1.5	2.1	0.1	5.9	16.0	5.9	3.0	0.1	7.1	0.3	54.0
2070	17.4	7.2	1.6	2.2	0.1	6.5	17.3	6.5	3.2	0.1	7.6	0.1	55.0
2075	18.5	7.6	1.7	2.2	0.0	7.1	18.5	7.1	3.4	0.1	8.0	0.0	55.3
2080	19.7	8.1	1.8	2.2	0.0	7.6	19.8	7.6	3.6	0.0	8.6	-0.1	55.2
2085	20.8	8.6	1.9	2.1	0.0	8.2	21.1	8.2	3.8	0.0	9.2	-0.3	54.1
2090	21.9	9.1	2.0	2.1	0.0	8.7	22.4	8.7	4.0	0.0	9.7	-0.5	52.0
2095	22.9	9.6	2.1	1.9	0.0	9.2	23.7	9.2	4.2	0.0	10.2	-0.8	48.8
2100	24.0	10.2	2.2	1.7	0.0	9.9	25.1	9.9	4.5	0.0	10.8	-1.1	44.0
2105	25.2	10.8	2.4	1.4	0.0	10.5	27.0	10.5	4.8	0.3	11.4	-1.8	35.9
2110	26.2	11.5	2.5	1.0	0.0	11.2	28.6	11.2	5.1	0.3	11.9	-2.3	25.3
2115	27.3	12.2	2.7	0.5	0.0	11.9	30.0	11.9	5.4	0.4	12.4	-2.7	12.4

図表 2-4-3 厚生年金拠出金・厚生年金交付金を考慮した実施機関ごとの財政見通し

【私学共済・出生中位・死亡中位・ケースⅢ】

年度 (西暦)	収 入						支 出					収支差	年度末 積立金
	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2019	1.0	0.5	0.1	0.0	0.0	0.3	0.9	0.3	0.2	0.0	0.3	0.1	2.4
2020	1.0	0.5	0.1	0.0	0.0	0.3	0.9	0.3	0.3	0.0	0.4	0.1	2.5
2025	1.2	0.7	0.1	0.1	0.0	0.4	1.1	0.4	0.3	0.0	0.4	0.1	3.0
2030	1.5	0.8	0.2	0.1	0.0	0.4	1.3	0.4	0.3	0.0	0.6	0.2	3.8
2035	1.6	0.8	0.2	0.2	0.0	0.5	1.5	0.5	0.3	0.0	0.7	0.2	4.6
2040	1.8	0.8	0.2	0.2	0.0	0.6	1.7	0.6	0.3	0.0	0.7	0.1	5.4
2045	2.0	0.9	0.2	0.2	0.0	0.7	1.8	0.7	0.4	0.0	0.8	0.1	6.0
2050	2.2	1.0	0.2	0.3	0.0	0.8	2.1	0.8	0.4	0.0	0.9	0.1	6.5
2055	2.3	1.0	0.2	0.3	0.0	0.9	2.3	0.9	0.4	0.0	1.0	0.1	6.9
2060	2.5	1.1	0.2	0.3	0.0	1.0	2.5	1.0	0.4	0.0	1.1	0.1	7.3
2065	2.7	1.1	0.2	0.3	0.0	1.1	2.7	1.1	0.5	0.0	1.1	0.0	7.6
2070	2.9	1.2	0.2	0.3	0.0	1.1	2.9	1.1	0.5	0.0	1.2	0.0	7.8
2075	3.0	1.3	0.3	0.3	0.0	1.2	3.0	1.2	0.5	0.0	1.3	0.0	7.9
2080	3.2	1.3	0.3	0.3	0.0	1.3	3.2	1.3	0.6	0.0	1.4	0.0	7.9
2085	3.4	1.4	0.3	0.3	0.0	1.4	3.4	1.4	0.6	0.0	1.5	0.0	7.8
2090	3.5	1.5	0.3	0.3	0.0	1.4	3.6	1.4	0.6	0.0	1.6	-0.1	7.5
2095	3.7	1.6	0.3	0.3	0.0	1.5	3.8	1.5	0.7	0.0	1.6	-0.1	7.0
2100	3.9	1.7	0.4	0.3	0.0	1.6	4.0	1.6	0.7	0.0	1.7	-0.2	6.4
2105	4.1	1.8	0.4	0.2	0.0	1.7	4.3	1.7	0.7	0.0	1.8	-0.2	5.4
2110	4.2	1.9	0.4	0.2	0.0	1.8	4.5	1.8	0.8	0.0	1.9	-0.3	4.1
2115	4.4	2.0	0.4	0.1	0.0	1.9	4.8	1.9	0.8	0.0	2.1	-0.4	2.4

国共済と地共済は財政単位が一元化され、両者の中で財政調整が行われており、それに伴う拠出金は「その他収入」「その他支出」に計上されている。財政調整には財政調整A、財政調整B、財政調整Cの3種類があり、その内訳は以下のとおりである(図表 2-4-4)¹⁴。

図表 2-4-4 その他収入及びその他支出の内訳【国共済・出生中位・死亡中位・ケースⅢ】

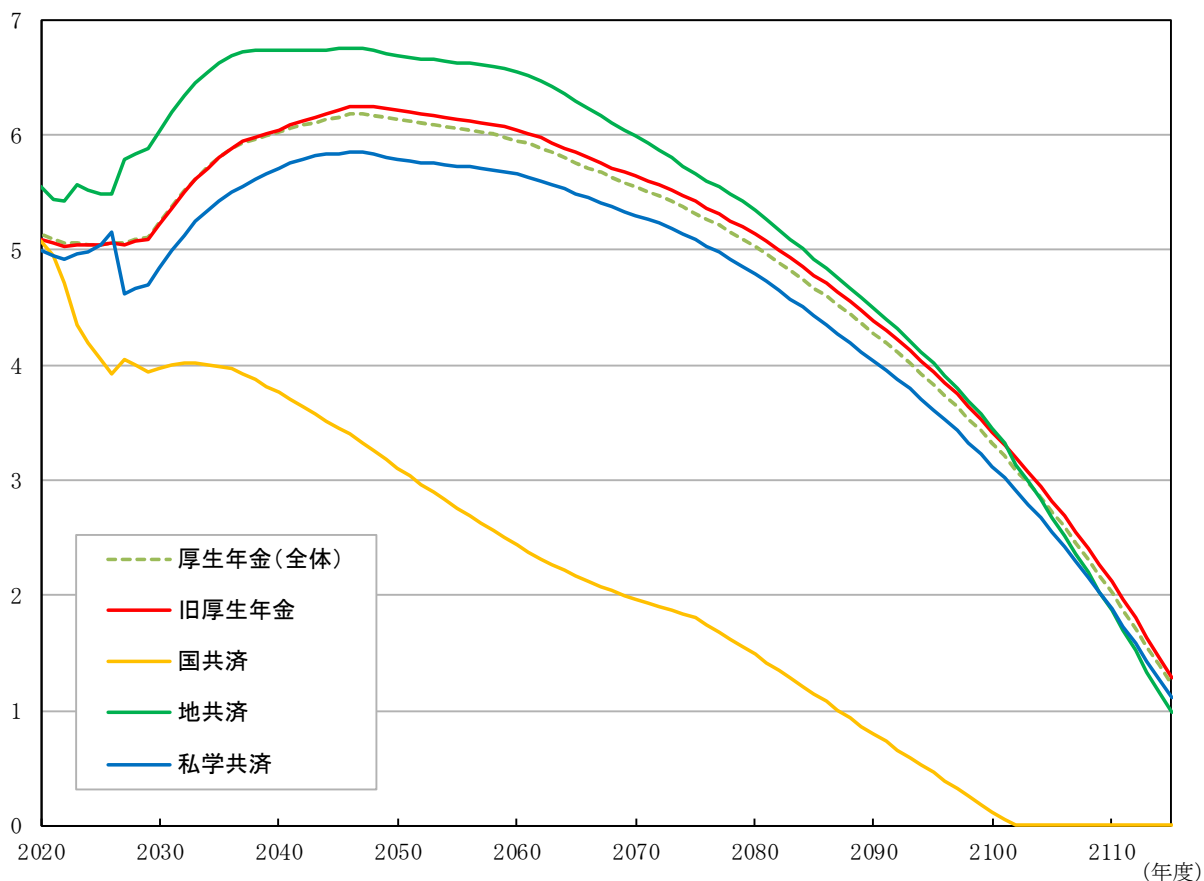
年度 (西暦)	そ の 他 収 入				そ の 他 支 出			
	億円	財政調整A 億円	財政調整B 億円	財政調整C 億円	億円	財政調整A 億円	財政調整B 億円	財政調整C 億円
2019	39	0	0	0	588	550	0	0
2020	38	0	0	0	674	636	0	0
2025	0	0	0	0	2,616	2,579	0	0
2030	0	0	0	0	1,917	1,882	0	0
2035	0	0	0	0	2,054	2,020	0	0
2040	0	0	0	0	2,093	2,059	0	0
2045	0	0	0	0	1,977	1,945	0	0
2050	0	0	0	0	1,785	1,754	0	0
2055	0	0	0	0	1,520	1,491	0	0
2060	0	0	0	0	1,220	1,193	0	0
2065	510	0	510	0	911	884	0	0
2070	896	0	896	0	621	596	0	0
2075	1,028	0	1,028	0	380	357	0	0
2080	0	0	0	0	210	188	0	0
2085	0	0	0	0	106	84	0	0
2090	0	0	0	0	51	31	0	0
2095	0	0	0	0	28	9	0	0
2100	0	0	0	0	20	2	0	0
2105	3,024	0	0	3,024	17	0	0	0
2110	3,324	0	0	3,324	16	0	0	0
2115	3,560	0	0	3,560	15	0	0	0

¹⁴ 財政調整Aは標準報酬等総額に対する給付費等の支出の比率を均衡させるもの、財政調整Bは単年度収支がマイナスとなった場合にそうでない方から拠出を行うもの、財政調整Cは単年度の収支のマイナスが前年度末の積立金を超過する場合にそうでない方から拠出を行うものである。なお、財政調整Aは、上述のほかにはいわゆる旧3階部分である経過的長期経理に係る拠出金も計算基礎となる。

実施機関ごとの積立比率¹⁵の将来見通しをみると、ケースⅢでは、2100年度までの間においては、一部の年度を除けば、高い方から順に、地共済、旧厚生年金（厚生年金勘定）、私学共済、国共済となっている。国共済は2020年度5.1から2026年度に3.9に低下し、その後、2030年代後半にかけて概ね横ばいで推移した後、2102年度に0になるまで低下する見通しとなっている（図表2-4-5）。このような状況となった場合には、国共済は地共済から財政調整拠出金を受ける見通しとなっている。

国共済の積立金がなくなっても、国共済と地共済の間で財政調整が行われるため、給付や支出に支障は生じず、国共済単独の財政状況が旧厚生年金や私学共済あるいは厚生年金全体へ悪影響を与えるものではない。

図表2-4-5 実施機関ごとの積立比率の将来見通し【出生中位・死亡中位・ケースⅢ】



¹⁵ 実施機関ごとの積立比率を以下のとおり算出している。

積立比率＝前年度末積立金／総合費用＝前年度末積立金／（実質的な支出－国庫・公経済負担）
 ここで、実質的な支出を以下のとおり算出している。

旧厚生年金（厚生年金勘定）

実質的な支出＝給付費＋基礎年金拠出金＋厚生年金交付金－厚生年金拠出金収入

国共済及び地共済

実質的な支出＝給付費＋基礎年金拠出金＋厚生年金拠出金－厚生年金交付金
 ＋財政調整拠出金－財政調整拠出金収入

私学共済

実質的な支出＝給付費＋基礎年金拠出金＋厚生年金拠出金－厚生年金交付金